

Vol **6**  
2018  
NOV

ISSN 2188-1073

# Social Governance Journal

社会経営ジャーナル

---

第6号

【発行】放送大学社会経営研究編集委員会

## 社会経営ジャーナル第6号

## 【目次】

序文 はじめに

- |  |      |        |
|--|------|--------|
| 1. ハワイ州における知的障害者の<br>大学進学状況とSelf-<br>Advocate活動の現状 | p.03 | 楠田 弥恵  |
| 2. 企業のパワーハラスメントにお<br>ける違法性の根拠                      | p.12 | 森田 俊一郎 |
| 3. アイドルと地方創生                                       | p.19 | 土崎 雄祐  |
| 4. 「地域の災害への備え」は向上<br>したかー中越地震8年目の調査結果<br>からの検討ー    | p.26 | 宇田 優子  |
| 5. コミュニケーション信頼とネット<br>ワーク信頼                        | p.33 | 坂井 素思  |
| 6. 編集後記  | p.40 | 田口 一博  |

## 「知のコミュニケーション」広場に集う

このジャーナル誌は、「社会経営（Social Governance）」という新しい分野で形成されてきたいくつかの研究会を結集して造られた、「社会経営研究会連合」のコミュニケーションを図るための機関誌である。

すでに放送大学大学院「社会経営科学プログラム」が設立されて、10年以上が経過し、修了生たちの交流が重ねられ、コミュニケーションの輪が形成されつつある。この中では、それぞれの放送大学教員のもとでのゼミナールが継続され、そのうち修了生たちが自主的な研究会を数多く立ち上げてきた。ここに、大学院修了生の方々から、「放送大学社会経営研究連合」という組織として、新たな知識の結集が呼びかけられ、交流が続けられてきている。けれども、実際には社会経営科学全体の交流が順調に行われてきた訳ではない。

放送大学社会経営研究会連合には、論文集としての「社会経営研究」も毎年作成されていることになっている。これらの構

築の上に、さらに自由闊達に自説を述べ、社会知の交流を拡大する試みが存在することはたいへん良いことであると考えられる。このように、修士論文、オープン・フォーラム・の蓄積の先を目指す研究誌として構想されたのが「社会経営研究」であるが、こちらの雑誌では研究誌という性格から査読過程を含むため、手軽に論文を発表するには融通の効かない点もあると思われる。この点において、本誌はさらに自由な論評を行うことが可能である。

構成をみればわかるように、この雑誌には、様々な知識の交流が企てられている。放送大学大学院の特徴は、実体験や経験知に基づく生涯研究にあるが、これらの知識を交流させることによって発展させようとする試みが加味されており、これらが良い意味で交錯して、新たな融合を志向しようとする、いわば「知のコミュニケーション」誌として、本誌が貢献できれば本望である、と編集委員会一同は考えている。

最後に、このような形で本誌が発行されるに至るまで、参考意見を寄せていただいた、放送大学社会経営科学プログラムの先生方と大学院修了生の先輩方に対して、感謝申し上げる次第である。

2013年11月1日

「社会経営ジャーナル」編集委員会

# ハワイ州における知的障害者の大学進学状況と Self-Advocate活動の現状

楠田 弥恵

## 要旨

社会のノーマライゼーションの動きとともに、我が国においても知的障害者の多くがコミュニティの一員として、仕事を得、スポーツやアート作品の制作など新しい分野にもその可能性を伸ばしつつある。では、高校を卒業した後の知的障害者の進路はどのようになっているのだろうか。大学や専門学校など進学の道は考えられないだろうか。筆者は2017年度、ハワイ大学教育学部障害学研究所の招聘を受け、知的障害者のself-advocacyについて共同研究する機会に恵まれた。そしてアメリカ（ハワイ州）においては、知的障害者の大学進学は、既に実績を築いている現状に出会った。本論はハワイ州(アメリカ)の知的障害者のポストセカンダリー教育とSelf-Advocate活動を分析し、日本における知的障害者継続教育の可能性を考察することを目的としている。

## 1 はじめに

### 1-1 課題の所在

#### 1-1-1 日本における知的障害者の義務教育

1947年に教育基本法、学校教育法が公布され、障害児の教育は義務化された。しかし実際に知的障害者が義務教育を受け得る状況が制定されたのは、1978年、従来の就学猶予、就学免除が見直されることとなり、1979年に養護学校が義務化されたことによる。障害者は障害種別によらず、普く義務教育を受けることとなった。2001年「特別支援学校」という呼称が採用され、2006年の学校教育法の改正を受けて、2007年特別支援教育が実施されるに至った。

### 1-1-2 知的障害者の義務教育以降の進路

日本では、知的障害のある児童は15歳の時点で義務教育を終え、その後の3年間を特別支援学校の高等部に就学するケースが多い。しかしながら、依然として特別支援学校高等部あるいは高等学校終了後のおおむね18歳時点における選択肢は限定的であり、就職以外の選択、たとえば進学等はほとんど考慮されてこなかった。知的障害者の高校等および高等部への進学割合は、98.7%と高いにもかかわらず、高校等および高等部終了後の大学等および専攻科への進学率は、わずか0.4%に過ぎない(図1)。これは他の障害たとえば聴覚障害者40.2%、視覚障害者 28.1%に比して、非常に低い数字と言わざるを得ない。

また、全国障害者問題研究会茨城支部が2012年9月に茨城県内特別支援学校2校の保護者対象（578人に配布、399人が回答、回収率69%）に実施した「障がい者の高等部卒業後の教育年限延長に関する意識の調査研究」によれば、「高等部卒業後の進学は必要か」に対し74%（297人）が「はい」と回答した。その理由としては「子どもの発達がゆっくりであるから、学びの期間も延長すべき」が52%（153人）で最も多く、次いで「高等部卒業後の進路先の選択肢が少ないから」34%（100人）が挙げられている。

図1 (1) 特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業者の状況-国・公・私立計-  
【平成26年3月卒業者】

区分	卒業生A	進学者				教育訓練機関等入学者					就職者		社会福祉施設等入所・通所者		その他			
		高校等	高等部	計 B	B/A	専修学校	各種学校	職業能力開発	計 C	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A		
視覚障害	178	7	170	177	99.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6
聴覚障害	440	39	401	440	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知的障害	7,005	28	6,883	6,911	98.7	4	-	-	4	0.06	-	-	45	0.6	45	0.6	-	-
肢体不自由	1,638	15	1,588	1,603	97.9	-	-	-	-	-	-	-	16	1.0	19	1.2	-	-
病弱	387	163	200	363	93.8	2	-	1	3	0.8	1	0.26	14	3.6	6	1.6	-	-
計	9,648	252	9,242	9,494	98.4	6	-	1	7	0.1	1	0.01	75	0.8	71	0.7	-	-
中学校特別支援学級	17,342	5,320	10,998	16,318	94.1	291	-	64	355	2.0	145	0.8	-	-	-	-	524	3.0

※ 1 高校等・高等学校及び中等教育学校後期課程の本科・別科、高等専門学校 2 高等部・特別支援学校高等部本科・別科 3 職業能力開発・職業能力開発校、障害者職業能力開発校等 4 社会福祉施設等入所・通所者 5 中学校特別支援学級卒業者その他には、社会福祉施設等入所・通所者を含む。 6 四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にならない

(2)特別支援学校高等部(本科)卒業者の状況-国・公・私立計-

【平成26年3月卒業者】

区分	卒業者A	進学者				教育訓練機関等入学者				就職者				社会福祉施設等入所・通所者		その他	
		大学等	専攻科	計B	B/A	専修学校	各種学校	職業能力開発	計C	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A	
視覚障害	人352	人39	人60	人99	%28.1	人1	人1	人8	人10	%2.8	人62	%17.6	人148	%42.0	人33	%9.4	
聴覚障害	440	101	76	177	40.2	9	1	15	25	5.7	159	36.1	65	14.8	14	3.2	
知的障害	16,566	4	66	70	0.4	15	7	237	259	1.6	5,145	31.1	10,636	64.2	456	2.8	
肢体不自由	1,790	42	-	42	2.3	9	1	41	51	2.8	116	6.5	1,480	82.7	101	5.6	
病弱	428	30	-	30	7.0	19	3	14	36	8.4	75	17.5	236	55.1	51	11.9	
計	19,576	216	202	418	2.1	53	13	315	381	1.9	5,557	28.4	12,565	64.2	655	3.3	

※1大学等・・・大学学部・短期大学本科及び大学・短期大学の通信教育部・別科 2専攻科・・・特別支援学校高等部専攻科、高等学校専攻科 3職業能力開発・・・職業能力開発校、障害者職業能力開発校等 4社会福祉施設等入所・通所者・・・児童福祉施設、障害者支援施設等、更生施設、授産施設、医療機関 5就職しながら進学した者、入学した者は、進学者及び教育訓練機関等入学者のいずれかに計上している。6四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にならない。

出所：文部科学省「特別支援教育資料」平成26年度 第1部集計編『7 卒業後の状況』

1-2研究の目的

1-2-1 より多様な選択肢の開発

筆者はハワイ大学障害学研究所（Center on Disability Studies）に2017年度招聘研究員として所属し、連邦法および州法のもと、知的障害者に対して積極的なポストセカンダリー教育（義務教育以降の教育）が展開されている状況を調査した。ハワイ州における義務教育は、幼稚園1年間を含む13年間（K-12）と規定され、K-12を終えた後の進路について、官民学を横断的にネットワークした組織的な支援が行なわれている。その調査をもとに、日本とハワイ州およびアメリカ合衆国の風土文化習慣等の違いを踏まえながら、今後日本において、知的障害者の高等部卒業後についてどのような発展的な選択肢が考え得るかを検討することが本論の目的である。

2 アメリカにおける知的障害者ポストセカンダリー教育の状況

アメリカにおいて知的障害者の義務教育終了後の進学（高等学校までが義務教育）が急速に進んだ背景には、1990年のADA（Americans with Disabilities Act:障害を持つアメリカ人法）の成立がある。これにより、特別支援教育の対象者である障害者は、18歳の時点で大学等への進学という選択肢のほか、より時間をかけて社会に出るまでの準備をするため22歳までをトランジション期間として、高校で教育を受ける権利を有するに至った。また、高校に籍を残しながら大学の授業を受けることができるdual enrollmentというシステムも存在している。

2-1アメリカにおける重要法制

知的障害者のポストセカンダリー教育を支える重要法制（改正を含む）の歴史を簡単に紹介したい。

2001年 No Child Left Behind Act 2001: NCLB（落ちこぼれ防止法）

すべての子どもたちの教育の向上を目指している。この中には家庭が低所得である子どもや障害のある子どもたちも当然含まれ、すべての子どもたちが、一定の学力達成基準に達するようすべての州に求めている。

2004年 Individuals with Disabilities Education Act: IDEA 2004（個別障害者教育法）

IDEAは補助金を受けるすべての州に対し、障害のあるすべての子どもたちに無償かつ適切な公共教育を提供するよう要請している。障害のある子どもたちが、より高い期待度を持って自己実現できる環境を整備することが目標である。障害のある子どもそれぞれに対し、年次の個別教育計画（Individual Education Plan: IEP）を開発することが求められており、上記No Child Left Behind Act 2001: NCLB（落ちこぼれ防止法）と関連し合っている。

2008年 Higher Education Opportunity Act 2008: HEOA（高等教育機会法）

HEOAが2008年に制定されて以降、知的障害者の大学への進学が非常に進んだ。HEOAは、知的障害のある学生の高等教育機関進学推進のために、奨学金制度への申請条件の緩和、支援プログラムの立ち上げ等、積極的なシステム作



りを実施してきた。The George Washington University Health Resource Centerは、「HEOAの最近の改正と、知的障害者を能力のある生産的で自立した市民であるとみなして支援する傾向とが相まって、（知的障害者を受け入れる）大学の数が大きく増加した」（The George Washington University 2010:1）と指摘している。

## 2-2 thinkカレッジ <https://thinkcollege.net>

知的障害者の義務教育以降の進学を語る上で、thinkカレッジの存在は大きい。同カレッジは、知的障害者を対象にその高等教育（higher education）の機会をより実りあるものにすべく、実践および研究を行っている全国的機関である。本部はボストンにあり、連邦政府のグラントにより運営されている。同サイトには、進学を希望する知的障害者、家族、また支援者等にとって必要と思われる多くの情報が、知的障害者の進学という視点において的確に提供されている。ハワイ州の知的障害者を受け入れている大学を検索すると、ホノルル（Honolulu）、カピオラニ（Kapiolani）、リーワード（Leeward）、ウィンドワード（Windward）の各コミュニティカレッジの名前が表示され、学費、奨学金の種類、寮など住居、他の学生との交流の様子等、学習支援プログラムの内容が詳細に示される。2017年10月現在、知的障害者を受け入れる大学としてthinkカレッジのサーチの対象になっている大学は、全米で268校。ニューヨーク州が最多で31校、次いでマサチューセッツ州20校、カリフォルニア州17校と続く。thinkカレッジは、実際に大学生活を送っている知的障害者の日々の生活や学業成果について積極的にレポートしており、これから入学を考える知的障害者本人や家族にとって非常に重要な情報となっている。知的障害者は自らが支援を必要とする場面で、経験と知見に基づいたサポートが得られるシステムに支えられており、。ハワイ州においては、Hawaii Transition/Dual Enrollment with Individualized Supports Model for Students with Intellectual Disabilities in Postsecondary Education Settings (DEIS)と呼ばれるプログラムが知的障害のある学生を支援する。もちろん、このプログラムの存在と内容をthinkカレッジの検索を通して、誰もが理解することができるのである。

## 2-3 ハワイ州における知的障害者の進学状況

ここでハワイ州における知的障害者の進学状況をデータで見よう。知的障害者(intellectual disability)のみをカテゴライズした統計は発見できず、より大きなカテゴリーであるコグニティブ障害者(cognitive disability)を扱ったコーネル大学によるThe 2015 Annual Disability Status Reports Hawaiiのデータを引用する。コグニティブ障害について、The 2015 Annual Disability Status Reports Hawaiiは次のように規定している。重要な点なので英語原文および和訳を併記する。

### Cognitive Disability :

This disability type is based on the question (*asked of persons ages 5 or older*): Because of a physical, mental, or emotional condition, does this person have serious difficulty concentrating, remembering, or making decisions?

(訳)コグニティブ障害であるか否かは、次の質問への回答を基にしている。対象は5歳以上。「身体、精神または感情の状態によって、この人は集中力、記憶力あるいは判断力に著しい困難が生じますか」

コグニティブ障害と知的障害の違いについては、Study.com (chapter6/lesson38)の解説を引用する。

「知的障害はコグニティブ障害の一種であり、低い知能指数や新しい状況（社会性やたとえばテストを受けるというような体験）への対応力が著しく低いといった傾向が見られる」と述べている。前述のように、コーネル大学によるデータはカテゴリーがコグニティブ障害となっているため、記載の数字をそのまま知的障害者の各学位保有割合と解することはできないが、参考数値としては有効と思われる。

さて、コーネル大学によるThe 2015 Annual Disability Status Reports Hawaiiにて発表された障害種別による各学位取得状況において、コグニティブ障害者の数字を見てみよう。調査対象者はハワイ州在住の21-64歳で施設入所者以外の人々である。

何らかの理由で高校卒業証書を取得していないコグニティブ障害者はコグニティブ障害者中の19.0%。さらに高校卒業証書のみ取得は、32.8%。つまり義

義務教育以降進学しなかったコグニティブ障害の人々は、同障害者中の32.8%ということになる。障害のない人々においては、26.8%が義務教育を最終学歴としているので、コグニティブ障害の人々の割合よりは低率となっている。次に日本における短期大学士にほぼ相当するアソシエイトディグリー取得は、コグニティブ障害者においては同障害者中34.0%（非障害者の場合は36.2%）。さらに学士あるいはそれ以上の学位を取得したコグニティブ障害者は同障害者中の14.2%（非障害者の場合は31.5%）となっている。同調査をまとめると、ハワイ州在住の21-64歳で施設入所者以外のコグニティブ障害の人々においては、アソシエイトディグリー取得者が34.0%と最も多く、次いで高校卒業証書のみ取得が32.8%、証書取得なしが19.0%、学士および学士以上の学位取得が14.2%であった(注1)。

### 3 先行研究と本研究の意義

わが国において知的障害者が18歳の時点あるいはそれ以降、大学等に入学する可能性はこれまでほとんど考慮されてこなかった。そのため障害児教育についての先行研究は多く存在するが、知的障害者が高等部あるいは高等学校卒業後、さらなる高等教育の課程に進むことを前提とした先行研究は少ない。

\* 向井啓二2007「ダウン症などの知的障害の人への大学における教育」障害者問題研究35 (1) 46-51

実体験を通して、知的障害者の大学における学習成果と、受け入れ側の大学の状況を記した非常に数少ない貴重な文献である。

\* 岡野智、鈴木恵太、野崎義和、川住隆一、田中真理2010「オープンカレッジにおける知的障害者の生涯学習支援に関する意義 - 受講生の家族へのインタビューを通して」教育ネットワークセンター年報2010、10、27-36

知的障害者の高等部終了後の選択肢が非常に限られている状況下、オープンカレッジがどのように機能しているかを、家族へのインタビューを通して分析している。

\* 全障研茨城支部プロジェクト研究チーム代表 船橋秀彦2012「障がい者の高等部卒業後の教育年限延長に関する意識の調査研究」

[http://smilebbc.ewhs.net/ibaraki\\_senkouka/data/research/2013/2.pdf#search=%27](http://smilebbc.ewhs.net/ibaraki_senkouka/data/research/2013/2.pdf#search=%27)

茨城県内特別支援学校2校に在籍する生徒の保護者（回答者399人）を対象に、高等教育についての保護者の意見を調査した調査研究資料。

\* 長谷川正人2014「アメリカにおける知的障害者の大学進学状況」

<http://kurate-yutaka-fukushikai.com/kurate-pdf/america-shisatsu.pdf>

著者は「福祉型専攻科カレッジ」の運営で知られる。本文献は、実際にアメリカ、マサチューセッツ州を訪問した際の、現地知的障害者の大学進学に関するレポート。

\* 加藤美朗2014「障害のある人の継続教育」人間環境学研究 第12巻2号 169-176 人間環境学研究会

知的障害者の高等部以降の受け入れ先について、専攻科、福祉型専攻科、オープンカレッジを含め、詳細にまたグローバルにその可能性を検討している。

すでに知的障害者が大学、短大に進学することが通常の選択肢とみなされているアメリカ（ハワイ）において、障害学の専門家および当事者と現状を共同分析した例は、先行研究には見られず、本研究は、日本において知的障害者の高校等卒業後の選択肢を発展させるに当たって、重要な知見を提供できると考えられる。

### 4 根本にあるself-advocacy

ハワイ大学障害学研究所は、ハワイ州の障害者支援のいわばハブ的存在である。公的会議、審議会、各公立学校、障害者、障害者の家族、コミュニティ等、非常に幅広いネットワークを有している。筆者は、このネットワークの多くの人々と知り合い、意見、考察を交換する機会に恵まれた。注目すべき点は、知的障害者自身の自己決定権、成人としての自立（18歳時点で成人として認められる）を尊重するために、上記のネットワークが互いに協力しあって実施する支援活動である。知的障害者を一人の自立した個人として尊重し、障害者自身もそうあるべく研鑽する姿勢が、大学等への進学意欲の土台に存在する。本章では、知的障害者自身が自らの自己決定権あるいは社会への影響力を行使するために行っている、自分たち自身の活動について紹介する。



#### 4-1 ハワイ セルフアドボカシー委員会 (Hawaii Self-Advocacy Advisory Council : SAAC)

SAAC (サック) の略称で知られる委員会。投票権を有するメンバーは、次に規定される条件に合致しなくてはならない。

1 ハワイ州の法律に規定された発達障害を有すること。法律は以下のように発達障害を規定している。a) 身体または知的能力に影響する重度で慢性的な障害を持つ b) 22歳以前にその障害は現れた c) その障害は一生続くと思われる d) セルフケア、言語的交流、学習、移動、自身の方向性判断、自立生活および経済生活の維持の各項において3項目以上支援を必要としている。

2 18歳以上であること

3 SAACの使命と活動に参加すること

SAACは月例会を実施しており、筆者も2回見学した。日本からのビジターであると自己紹介すると、「津波」「福島」「大変でしたね」「大丈夫でしたか」という声が上がリ、広く情報を共有している様子が見て取れた。リーダーシップ、教育、コミュニティへの積極参加を通して、self-advocates (参加者) の生活の質を向上させ、意識を高めることを目的とした同会の充実ぶりが窺える。SAAC (サック) の会長 (プレジデント) は、参加者の中から選挙で選ばれ、会の進行運営のリーダーを務める。セルフアドボカシーという言葉は日本においてもだいぶ浸透してきたが、まだまだ普及が足りない。今回のケースで説明すれば、発達障害、知的障害のある人々が自らの権利と責任を知り、それらを擁護し行使するために、自分たち自身で行う活動を指す。障害のない人々、例えば保護者や関係者が方向性を決めるのではなく、あくまでも自分たち自身で話し合い、重要事項は投票によって決定する。保護者や介助者が会に来ることは歓迎されるが、もちろん投票権は持たない。しかし、サポートを否定するのではなく、参加者自身が自分に必要なサポートを理解しそれを求めるというプロセスを経る。

筆者が見学した会合は、代表評議員による少人数のミーティングと、全参加者による大規模な会議の両方があった。どちらも非常に活発に意見が交換され、たとえば会員が制作したレシピブックが完売したという報告があれば、全

員で喜びを分かち合う。「自立とは何だろう」という問いかけに対して、次々に手が上がる。地元で新しくスーパーマーケットが開店するので新規従業員の募集がかかっているという情報をもたらす会員もいる。会議において積極的に発言することは、障害の有無を問わず、アメリカ社会においてはいわば当然であり、それはSAACにおいてもまったく同様である。自分の意見を表明し、質問し、それに応えることで、会議を有意義なものに育てていく。自分たちにはもっと可能性があるのだという向上心に溢れた会であることが見て取れる。

#### 4-2 SAACの目指すゴール

各メンバーがコミュニティ、社会に対して“VOICE”を持つこと、この点が最も重要な目標の一つである。実際、州レベルでの発達障害審議会の出席者の約1/3を障害者自身が占め、各グループの代表として活動報告を行い、また各議題に対し投票権を持つ。SAACプレジデントのRenee氏は、メンバー一人一人が入会を経て、自信と自尊心を構築し、自分の意見を発表できるように成長していったとその変化を述べている。ハワイ州はオアフ島を中心とした島々によって構成されているため、各島間の連絡を密に取るには苦勞を伴うが、Renee氏を中心にITを使用して連帯感を醸成することに成功している。障害によって発声がコントロールしにくいメンバーも介助者の協力を得て、会議に積極的に参加している。SAACを州政府職員(specialist)としてバックアップするTammy氏は、障害の程度によらず誰でもがSAACのメンバーとしてウェルカムであると語る (参加規約については4-1参照)。知的障害者の大学進学希望者も、こうした自立心を尊重する土壌のひとつの発露であると推測される。もっと多くのことを学びたい、可能性をどんどん広げていこうという機運が根本にある。

したがって、ただ制度として知的障害者の大学進学を推進しようとしても、社会の一員としての自律的生活を支える社会システムが整わなければ、なかなか機能しないであろう。コミュニティのreadinessを整えることは非常に重要で、SAACの関係者もメンバーの自立を支える背景として、コミュニティの準備を挙げている。と同時に、障害者自身の“VOICE”によってコミュニティのreadinessも養われる。think カレッジのような支援組織を育てるには、時間と資力、および社会の理解が必要である。



## 5 知的障害者の高校卒業後の進学の問題と成果

知的障害者の高校卒業後の進学という課題に対し、すでに実績を持っているハワイ州およびアメリカ本土の例をさらに見てみよう。まず注目すべきは、ハワイ州のコミュニティカレッジでは、知的障害者は特別に設定されたクラスを受講するのではなく、基本的にインテグレートされた環境、つまり、障害の有無によらず共に学ぶ環境下において大学生活を送るという点にある。障害があるために必要な支援や配慮は、積極的に提供される。remedialsと呼ばれるいわゆる補習（次の段階に進むために必要な教育）も必要に応じて実施される。こうした支援を受けるためには、まず本人が自分に障害があること、大学生活においてどのような支援が必要であるかを申告することが必要である。もし、学生自身が障害の申告を希望しなければ、その希望とプライバシーは護られる。つまり本人の自己決定を尊重するシステムが採用されている。

筆者はハワイ大学システムに含まれるカピオラニコミュニティカレッジ（KCC）を見学したが、海とダイヤモンドヘッドを間近に臨み、緑豊かな非常に優れた環境にあり、障害のある学生を専門的にバックアップする部署も積極的に機能していた。KCCのカリキュラムはオンライン上に公開されている。

<https://www.kapiolani.hawaii.edu/>

### 5-1 学費の問題

それでは実際に知的障害者が大学に進学する際、どのような問題が起こりがちなのだろうか。まず、費用の問題が挙げられる。アメリカの大学は一般に日本の大学よりもかなり学費が高い傾向にある。ハワイ州のコミュニティカレッジは、フルタイムの地元学生の学費が年間5,436ドル、非地元の場合は16,452ドルである。1ドル=115円換算で、おおよそ地元学生62万円強、非地元学生189万円が年間の学費となる。学生生活を送るにあたって、必ずしもフルタイムで単位をとる必要はなく、単位取得にこだわらなければ、聴講することも一つの方法であろう。しかし学位を目指すとするれば相応の学費が発生する。この点については、奨学金の必要性が検討され、一定の成果を収めつつあるが、学費を含む費用の問題は、進学を考える上で大きい。ハワイ州の例を引いたが、各大学の学

費等詳細、その大学がどの程度インテグレートなのか、奨学金の種類や可能性等は、2章で紹介したthinkカレッジのサイトより確認することができる。

### 5-2 単位取得の問題

知的障害のある学生が卒業単位を取得するためにかかる時間は相対的に長く、その間の家族等の支援を維持できるかという問題もある。ハワイ大学障害学研究所の副所長JoAnn Yuen博士は、障害を持つ学生の中には、remedialsの講習を習得するために時間がかかり過ぎ、その負担で先に進みにくくなっているケースがあるとして、それを今後の課題のひとつに挙げている。大学進学時の考え方として、学位を目的としているのか、社会生活や職業生活に必要な技術習得を目的としているのか、あるいはキャンパスライフをインクルーシブな環境で送ることを目的としているのか。目的によって、計画は大きく異なる。今後、日本において知的障害者の高校卒業以降の進学を検討する場合にも必ず考えなければならない非常に重要なポイントである。学位取得を最大目標にする場合、履修科目の選定、卒業に必要とされる単位のうち不得意科目の克服をどのようにするか等、慎重に見極める必要がある。一方、学位を目的としない場合は、聴講、興味ある単位のみ取得等、より柔軟に対応することができる。当事者の希望に合致する受け入れ組織は何か。大学だけではなく、専攻科、福祉的専攻科、あるいはオープンカレッジ等、より幅広い選択肢も含めて、十分に検討すべきであろう。なお、専攻科、福祉的専攻科、オープンカレッジに関しては、第6章でその詳細を説明する。

### 5-3 大学進学で得られる成果

The Atlantic (2017)は、クレムソンライフプログラムClemson Life Program（2年制および4年制）と呼ばれるクレムソン大学（ノースカロライナ州）の支援プログラムを紹介している。同支援プログラムのコーディネータによれば、このプログラムの参加者はおおむねIQ40-70の人々で、大学進学を目的を、職業を得るための準備、自立生活の技術修得、そして大学生活そのものを体験することにあるとしている。「兄弟姉妹はみな大学に行くのに、なぜ自分だけは行けないのだろうという疑問に、いえ、あなたも入学できます。ここに

そのチャンスがありますという答えを提示したのです」と同コーディネータは語っている。さらに、プログラムの募集人員12名に対し、18の州から74名の応募者があったと述べている。知的障害者の大学進学支援プログラムは増加してはいるが、とても需要に対応しきれない状態にあることが窺える。さて、大学進学の成果についてであるが、クレムソンライフプログラム4年制修了者は100%の就職率を達成していると同コーディネータは語る。同プログラムのHPは、非常に明確にプログラムの内容、意義について説明しており、その成果と熱意が伝わってくる。

ハワイ州知的障害者進学支援スペシャリストは、知的障害者の大学進学が持つ意味について、「大学生活を通して知的障害者はより円滑で有意義なコミュニティライフへの参加が可能になった」と指摘するケースが多く見られる。ハワイ大学教育学部障害学研究所のChinn博士は、障害の有無にかかわらず、進学は皆に与えられるべき機会であるとし、進学によって学識を養い、キャリアへと続く業務体験を得ることが可能となり、充実した人間関係の構築、より広範な自己決定および自信を体得できる点を、その重要性の例として挙げている。JoAnn Yuen博士は、職業的技術の訓練、社会生活技術の開発に加えて、インクルーシブな環境下で友人を作ることの大切さを指摘している。

大学進学により得られる誇りと自信、そして新たな友人関係は、知的障害のある人々の人生観に新たな可能性を付加すると言えよう。

## 6 日本における知的障害者の高校卒業後進学への考察

ハワイ州を始めアメリカ全体において、知的障害者の大学進学が進展してきた状況を見てきたが、今日本においてできることは何か。知的障害者が高校卒業後、就職以外にほとんど選択肢がないという日本の現状は、個人の選択の可能性を狭めている。アメリカを例にとれば、法的な制定、改正が知的障害者の進学を大きくバックアップしたことは間違いなく、今後日本においても同様のプロセスが必要である可能性が高い。また、アメリカにおけるコミュニティカレッジに相当する、ほぼ全入を前提とした地域市民のための大学、短期大学が日本にないことも状況を難しくし得る。現在の日本においては、いわゆる正式な大学入学に比べ、心理的あるいは金銭的障壁の低いポストセカンダリーの機

会を活性化させることが、知的障害者の進学の希望にできるだけ早く対応し、かつ社会全体の知的障害者の進学への理解を深める点で、有効なのかもしれない。次項では既に日本に存在する高校卒業後の学びの場について説明する。

### 6-1 専攻科、福祉型専攻科、オープンカレッジ

本項では、高校卒業後の進学先として専攻科、福祉型専攻科、オープンカレッジとはどのような組織であるかを簡単に説明する。

#### 6-1-1 特別支援学校専攻科

厚生労働省2012年（平成24年）「特別支援学校専攻科に関する実態調査」によれば、知的障害者を対象とした専攻科は、私立7校、国立1校、在籍者は138名。修業年限は2年間が7校、3年間が1校。設置目的は専門教育の深化3校、再教育1校、その他が5校である。国立としては2006年4月に鳥取大学附属特別支援学校に高等部専攻科が設置された。船橋（2015）によれば、知的障害者を対象とした特別支援学校専攻科は2015年9月現在私立8校、国立1校、その他専攻科を設置する高校等として3校が挙げられている。専攻科数は少なく、在籍者数も限定的な状況にある。

#### 6-1-2 福祉的専攻科

知的障害者を対象とした専攻科設置数が少ない中、高等部卒業後の進学を望む保護者は74%にのぼっていることは、本研究「はじめに」において述べた。こうした機運を背景に、昨今福祉的専攻科と呼ばれる私的機関による学びの場（学びの作業所）の設置が活発になってきている。船橋（2015）によれば、2015年現在、16都道府県において30を超える事業所が学びの場を設置。自県における専攻科設置が不首尾に終わり、その後福祉事業を通じて、福祉的専攻科の設置に至った例も存在する。

#### 6-1-3 オープンカレッジ

狩野（2013）によれば、「オープン・カレッジとは、大学の施設や教員・学生ボランティアなど大学資源を活用し、障害者の生涯学習を支援する取り組みのことをいう。1995年、東京学芸大学において、大学教員や付属養護学校（現在は特別支援学校）、多摩地域の養護学校教員の教員などで構成される『養護学校



進路指導研究会』が、特別支援学校を卒業した知的障害者を対象に大学公開講座『自分を知り、社会を学ぶ』を開講したのが、その始まりである(松矢2004)」と背景を説明している。

## 7 おわりに:大学における聴講制度活用の提言

6章において述べた進学を可能にする機会の充実に加えて、筆者はすでに大学がシステムとして有している聴講制度の活用を提案したい。とりわけ「知的障害者受験可としている大学169校(加藤2014)」においては、知的障害者がより利用しやすい聴講制度に関し協力的である可能性もあろう。「アート分野に進出する知的障害者」(楠田2017)に詳述したように、知的障害者は強く興味を持つ分野、得意とする分野を持つケースがまま見受けられる。その分野に関する知識、能力を高めるために、大学講義の聴講が可能になれば、知的障害者の可能性が広がる。大学により聴講制度の学則は異なるが、生涯教育の推進を目的として社会人、コミュニティの人々等に対して学修機会を拡大する目的から設けられる場合が多く、単位取得を目的としない点で、科目履修制度よりもさらに身近なシステムである。オープンカレッジに近いシステムであるが、既存の大学授業を聴講という形で受講するという点が異なる。大学と知的障害者自身および支援者が十分に話し合い、聴講に適した科目を選び、場合によってはオープンカレッジ講座と連携しながら活用を進めることで、少しずつ選択肢が多様化することが期待される。企画段階で知的障害者自身が参加することが望ましく、これはself-advocacy活動そのものである。

受験が可能であっても、実際に入学し学生生活を円滑に送るだけの環境がまだ育っていない日本の現況において、より現実的なポストセカンダリーの機会をスピード感を持って整えることが必要であり、この見地から既存の学びの場の柔軟な活用を強く提言したい。

これと同時に、知的障害者の人権に大きく関わるself-advocacy活動をどのように構築していくのか。非常に大きな課題であり、今回のpost-secondaryの提言と合わせてさらにハワイ大学障害学研究所と連携しながら研究を続けていきたい。

## Acknowledgements:

I would like to thank Dr.JoAnn Yuen, Dr.Chuan Chinn, Ms. Renee Manfredi and Ms. Tammy Evrard for cooperation and contributions for this article.

I also thank Dean Donald B. Young(Dean of College of Education), Dr. Patricia Morrissey (Director of CDS) and Dr.JoAnn Yuen ( Associate Director of CDS) for inviting me to Center on Disability Studies.

(注1)

Percentage of non-institutionalized working-age people (ages 21 to 64) with only a high school diploma or equivalent by disability status in HI in 2015

Disability Type	%	MOE	Number	MOE	Base Pop.	Sample Size
No Disability	26.8	1.16	204,000	9,580	760,700	7,347
Any Disability	30.1	4.04	20,400	3,250	67,700	697
Visual	30.8	10.35	3,200	1,300	10,400	123
Hearing	24.8	8.18	3,600	1,380	14,700	159
Ambulatory	30.1	5.73	10,100	2,290	33,600	331
Cognitive	32.8	6.64	8,600	2,120	26,200	281
Self-Care	35.5	9.55	4,700	1,570	13,200	129
Independent Living	32.4	6.86	7,900	2,030	24,400	236

Percentage of non-institutionalized working-age people (ages 21 to 64) with only some college or an Associate's degree by disability status in Hawaii in 2015

Disability Type	%	MOE	Number	MOE	Base Pop.	Sample Size
No Disability	36.2	1.26	275,200	10,800	760,700	7,347
Any Disability	37.2	4.26	25,200	3,610	67,700	697
Visual	31.7	10.43	3,300	1,320	10,400	123
Hearing	48.8	9.46	7,200	1,930	14,700	159
Ambulatory	32.2	5.84	10,800	2,370	33,600	331
Cognitive	34	6.7	8,900	2,160	26,200	281
Self-Care	26.5	8.81	3,500	1,350	13,200	129
Independent Living	29.1	6.66	7,100	1,930	24,400	236

Percentage of non-institutionalized working-age people (ages 21 to 64) with a Bachelor's degree or more by disability status in Hawaii in 2015

Disability Type	%	MOE	Number	MOE	Base Pop.	Sample Size
No Disability	31.5	1.22	239,400	10,230	760,700	7,347
Any Disability	17.4	3.34	11,800	2,470	67,700	697
Visual	20.6	9.07	2,200	1,060	10,400	123
Hearing	17.4	7.18	2,600	1,160	14,700	159
Ambulatory	15	4.46	5,100	1,630	33,600	331
Cognitive	14.2	4.94	3,700	1,400	26,200	281
Self-Care	10.2	6.04	1,300	840	13,200	129
Independent Living	12.5	4.85	3,000	1,260	24,400	236

(出所: The 2015 Annual Disability Status Reports Hawaii pp46,48,50)

(参考文献)

岡野智、鈴木恵太、野崎義和、川住隆一、田中真理(2010)「オープンカレッジにおける知的障害者の生涯学習支援に関する意義 - 受講生の家族へのインタビューを通して」『教育ネットワークセンター年報』2010、10、27-36

加藤美朗(2014)「障害のある人の継続教育」『人間環境学研究』第12巻2号  
169-176 人間環境学研究会

狩野晴子(2013)「知的障害者を対象としたオープンカレッジの成果と課題」紀要第11号、静岡英和学院大学、2013、75-84

楠田弥恵(2017)「アート分野に進出する知的障害者: ギャラリーの支援と市場の開拓」  
横浜市立大学論叢. 社会科学系列68(3), 169-192, 2017

厚生労働省(2012)「特別支援学校専攻科に関する実態調査 平成24年度」

全障研茨城支部プロジェクト研究チーム代表 船橋秀彦(2012)「障がい者の高等部卒業後の教育年限延長に関する意識の調査研究」

[http://smilebbc.e-whs.net/ibaraki\\_senkouka/data/research/2013/2.pdf](http://smilebbc.e-whs.net/ibaraki_senkouka/data/research/2013/2.pdf)

長谷川正人(2014)「アメリカにおける知的障害者の大学進学状況」

<http://kurate-yutaka-fukushikai.com/kurate-pdf/america-shisatsu.pdf>

船橋秀彦(2015)「日本における専攻科 高校特別支援学級の要求と課題」

[http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/kokusai\\_symposium.pdf](http://kareido-on-web.la.coocan.jp/ibashouken/kokusai_symposium.pdf)

向井啓二(2007)「ダウン症などの知的障害の人への大学における教育」『障害者問題研究』  
35 (1) 46-51

文部科学省(2014)「特別支援教育資料」平成26年度

*The Atlantic*

<https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/05/the-path-to-higher-education-with-an-intellectual-disability/524748/>Clemson Life Program

<https://www.clemson.edu/education/culife/>

Cornel University (2015) "The 2015 Annual Disability Status Reports Hawaii"

[http://www.disabilitystatistics.org/StatusReports/2015-PDF/2015-StatusReport\\_HI.pdf?CFID=3181752&CFTOKEN=5a7d44bfef355470-C4F4F471-DF6B-EE4F-C4C5DAB4949270B3](http://www.disabilitystatistics.org/StatusReports/2015-PDF/2015-StatusReport_HI.pdf?CFID=3181752&CFTOKEN=5a7d44bfef355470-C4F4F471-DF6B-EE4F-C4C5DAB4949270B3)

Cornel University (2015b) "Disability Statistics"

<http://www.disabilitystatistics.org/>

Debra Hart(2006) "Research to Practice: Postsecondary Education. Options for Students with Intellectual Disabilities" Research to Practice Series, Institute for Community Inclusion. Paper6.

Donna C. Martinez, Jessica Queener(2010) "Postsecondary Education for Students with Intellectual Disabilities" The George Washington University Health Resource Center, Winter 2010, 1-36

[https://www.heath.gwu.edu/files/downloads/pse\\_id\\_final\\_edition.pdf](https://www.heath.gwu.edu/files/downloads/pse_id_final_edition.pdf)

Hayley Glatter(2017) "The Path to Higher Education with an Intellectual Disability"

*The Atlantic*

<https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/05/the-path-to-higher-education-with-an-intellectual-disability/524748/>

Office of Special Education and Rehabilitative Services, United States Department of Education (2017) "A Transition Guide to Postsecondary Education and Employment for Students and Youth with Disabilities"

Nirvi Shah( 2011) "Postsecondary options expanding" *Education Week*

[https://www.edweek.org/ew/articles/2011/12/14/14disabled\\_ep.h31.html](https://www.edweek.org/ew/articles/2011/12/14/14disabled_ep.h31.html)

Study.com (chapter6/lesson38) "Cognitive Disability vs. Intellectual Disability"

<http://study.com/academy/lesson/cognitive-disability-vs-intellectual-disability.html>

think college <https://thinkcollege.net/>

本論記載のオンラインURLは、すべて2018年3月20日現在によるものである。



## 企業のパワーハラスメント における違法性の根拠

森田 俊一郎

### 要旨

職場のパワーハラスメント(パワーハラと以下では略語表記する)は、どこの職場でも起こり得る。近年、個人や家族が職場でパワーハラを受けたという話を聞くことは珍しいことではない。むしろ、それが一般化し、社会問題になっている。企業のパワーハラで重要なことは、労働者の働く気力を失わせ、精神疾患を発症させ、最悪の場合自殺など深刻な事態になることである。

一般的にいじめや嫌がらせを内容とするパワーハラは、倫理的に許されないことであるという事は理解されているものの、パワーハラについての法的な規定がないために違法と判断するもの、すなわち、その根拠がはっきりしていないという問題がある。そこで本稿ではパワーハラを違法とする要素は何かを探るため、第一にパワーハラと人格権の関係をレビューし、第二に二つの裁判事例を比較検討することとした。

その結果、パワーハラを違法とする要素は、精神的侵害を内容とする人格権であることが明らかになった。付言すれば、パワーハラは人格権の侵害に当たり、それは、憲法13条前段に規定されている個人の尊重から導き出されるといえる。

### 1 はじめに

最近の企業におけるパワーハラ注1)に関する裁判では、加害者だけでなく企業責任やトップの経営責任を問われる事案が多くなってきた。しかし、その裁判事例をみるとパワーハラを違法とする判断するものが一定していない。裁判所によっては、独自の観点からパワーハラを定義して法的処理をし、あるいは想定される法律に照らして個別具体的な判断を行っているのが現状である。これは、企業のパワーハラ問題に関する取り組みが進まない要因ともなっていると考えら

れる。そこで本稿の主要目的は、パワーハラを違法とする根拠を探っていくこととした。

第一に、パワーハラと人格権の関係をみた場合、精神科医であるイルゴイエヌと磯村の主張を解釈し「パワーハラは、精神に関する人格権を侵害する」という仮説を提起した。第二に取り組んだのは、この仮説を実証すべく興味深い二つの裁判事例を取り上げ分析することである。二つの裁判事例とは、平成26年に東京地裁が判断した「サン・チャレンジほか事件」と平成25年に東京高裁が判断した「ザ・ウインザーホテルズインターナショナル事件」である。分析基準は、①適用した法律は何か、②パワーハラ行為が与えた影響は何か、③侵害した法益は何かという点である。分析した結果、前述のパワーハラを違法と判断しているものが一定していないという事実が裏付けられた。さらに、パワーハラ行為は他人の心理的負荷と肉体的・精神的苦痛を与えるものであり、そのような被害を与えるものは人格権の侵害に該当することが明らかになった。この分析結果は「パワーハラは、精神に関する人格権を侵害する」という仮説と符合するものである。

この小論では以下において、次の結論に至る根拠を探っている。パワーハラを違法とする要素は、精神的侵害を内容とする人格権であり、パワーハラは人格権の侵害に当たることと結論付けられるが、その根拠は憲法第13条前段に規定する個人の尊重から導き出されると解することができると考えている。

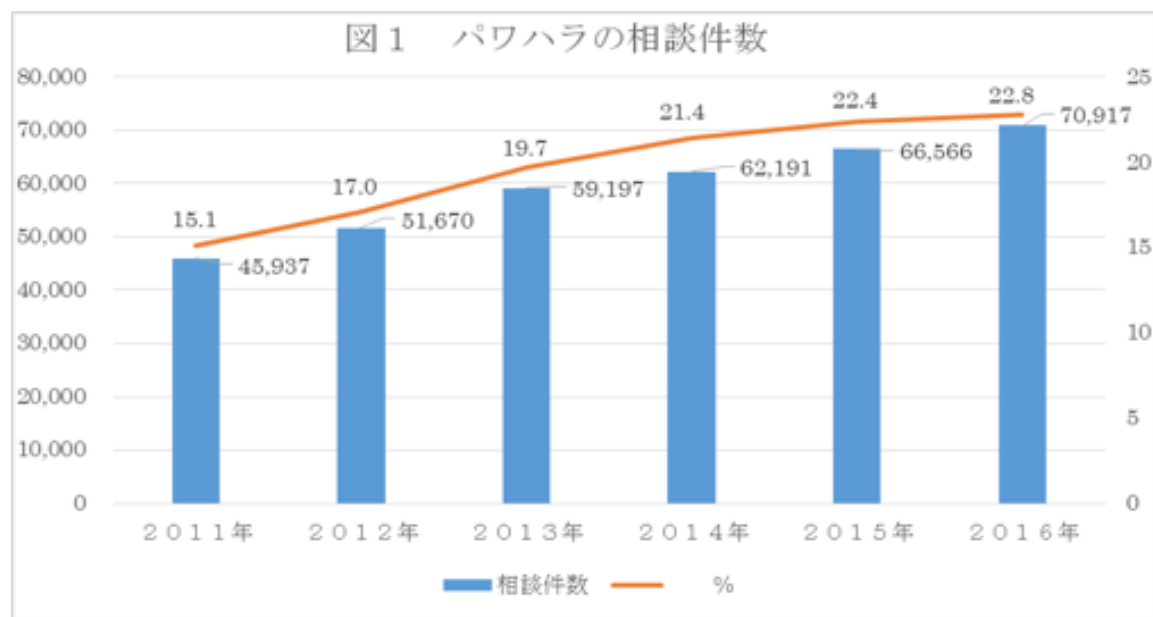
### 2 パワーハラの増加など

#### 2-1 パワーハラの増加

都道府県の労働局等に設置した総合相談コーナーへ寄せられたパワーハラの「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、年々増加している。

2011年度の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、45、937件であり、個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合は、15.1%であった。5年後の2016年年度「いじめ・嫌がらせ」の相談件数は、前年比6.5%増の70,917件である。また、個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合は22.8%であり、これは「解雇」等を抑

えて5年連続トップである。注2)



※ 相談件数は、「いじめ・嫌がらせ」相談件数

※ %は、民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合

出所 厚生労働省 「明るい職場応援団」(データでみるパワハラ)を基に筆者作成

他方、2012年度から2016年度までの間における職場でのパワハラ等により、うつ病等の精神障害を発病した労災補償状況は、全体として増加している。また、(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた件数も全体として増加している。

精神障害の労災補償の支援決定件数全体をみると、2012年度は55件であり、2016年度は、前年度比23.3%増の74件である。注3)

図2 パワハラに関する精神障害の労災補償状況

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
精神障害の労災補償の支援決定件数全体	475件	436件	497件	472件	498件
(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた	55件	55件	69件	60件	74件
上司とのトラブルがあった	35件	17件	21件	21件	24件
同僚とのトラブルがあった	2件	3件	2件	2件	0件
部下とのトラブルがあった	4件	3件	0件	1件	1件

出所 厚生労働省 「あかるい職場応援団」(データで見るパワハラ)を基に筆者作成

## 2-2 パワハラと労災認定基準との関係

厚生労働省では、職場でのひどいじめによる心理的負荷が生ずる出来事が認識されたことなどから2009年4月6日「心理的負荷における精神障害等に係る業務上外の判断指針の一部改正について」を策定した。注4) この結果「ひどい嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」という項目でパワハラによる精神疾患についても判断できるようになった。また、企業の人員削減や成果主義の導入が進んできたことから「複数名で担当してきた業務を1人で担当」、「達成困難なノルマが課せられた」という基準が新たに設けられた。2011年12月26日、同省は、精神障害の労災請求件数が増加していることから「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」を新たに策定した。注5) その要点は、いじめやセクシャルハラスメントのような出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価することにしたことである。

このような変化は、職場での精神障害が社会問題化してきたためと考えられる。行政側から、いじめなどの精神的負荷は労災の原因と判断されるようになり、労災の範囲が広がったことは大きな転機といえる

## 2-3 問題提起

以上のようにパワハラ相談件数が増え、労災の範囲が拡大してきた中でパワハラとそうでない行為の境界線が問題になる。第一に指導・教育とパワハラとの境界は何か、第二に長時間労働はパワハラかという点について、主に心理的負

荷に注目しながら述べる。

第一の点は、会社の上司がミスをした部下に対して注意をし、正しい仕事のやり方を指導することは当然なことである。しかし、上司自身がその義務を果たすために行ったつむりの行為が、パワハラとして非難される場合がある。指導という名の下のパワハラも存在する。要するに、どこまでが指導・教育でどこからがパワハラかということが問題になる。提言注6)について論じている厚生労働省の新垣真理は、「業務上の適切な範囲」を超えるものがパワハラであると述べている。(新垣、2015) 違法な指導とパワハラの境界について小笠原ほかによれば、指導対象者が受ける個人の自由意思に対する侵害の程度(心理的負担の程度)を勘案して、上司の指導監督の逸脱や裁量権濫用に至ると評価できる場合には、パワハラに該当し、不法行為になる。具体的には、他人に心理的負荷を過度に蓄積させると客観的に認められるような文言、態様による指導は原則として違法となると論じている。(小笠原、2016) また、山本健司は、厳しい指導とパワハラの線引きとしては、目的と手段という観点で考えるとわかりやすい。厳しい指導であるためには目的が悪いところを改善してやろうという業務改善にあらねばならない。そして、相当な手段である必要があると論じている。(山本、2015)

これらの主張をまとめると、上司の指導・教育は、目的と手段が相当なものでなければならない。上司の指導監督の逸脱や裁量権の乱用と認められる場合、たとえば他人に心理的負荷を過度に蓄積させると客観的に認められるような態様による指導などは原則として違法なパワハラとなる。

第二の点について、結論的に長時間労働は、ただちにパワハラになるとは言えないが、その具体的な内容や態様によってパワハラに該当する。新垣によれば、パワハラの6種類の「過大な要求」として、業務上明らかに不要な事や、遂行不可能なことの強制、他の社業員の仕事を押し付けられ、やり方がわからないまま深夜まで残業したり、徹夜で仕事をしていた事案を例示している。(新垣、2015)

長時間労働については、電通事件(最高裁H12.3.24)がある。同事件は、長時間にわたる残業に従事していた労働者がうつ病にり患し、自殺したものである。最高裁は、使用者責任を肯定した。判決では、「Aの上司は、Aが業務遂行

のために徹夜までする状態にあることを認識し、その健康状態が悪化していることに気付いていながらAに対して業務を所定の期限内に遂行すべきことを前提に時間の配分につき指導を行ったのみで、その業務の量などを適切に調整するための措置を採らず、その結果、Aは心身共に疲労困ぱいした状態となり、それが誘因となってうつ病にり患し、うつ状態が深まって衝動的発作的に自殺するに至った」注7)と判示した。

このように長時間労働が「過大な要求」と判断される場合、パワハラになると考える。労働者が長時間労働にあり、健康状態が悪化していることを認識しながら業務の量などを適切に調整するなどの措置を採らなかった場合は、違法と判断される場合がある。

以上の2点から、労働者に対して心理的に「過重な負担」をかけた場合や、「過大な要求」という「過重性」がパワハラかそうでないかの判断基準となることが分かった。次節では、これらの行為によって引き起こされた「過重な心理的負荷」による精神的損害がどのような権利を侵害するかについて述べる。

### 3 パワハラと人格権

#### 3-1 パワハラと人格権のレビュー

パワハラと人格権の関係について論じているのは、フランスの精神科医であるマリー=フランス・イルゴイエヌ(Marie-France Hirigoyen)と精神科医の磯村 大である。イルゴイエヌ(1999)は「職場におけるモラルハラスメントとは、言動や態度、身ぶりや文章などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的・精神的に傷を負わせて、その人間が職場をやめざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を変悪させることである。」(p.102)と論じている。モラルハラスメント注8)は、嫌がらせの一形態であることからパワハラ概念に含まれると考える。イルゴイエヌの主張を解釈すると、パワハラは、精神的に傷を負わせて人格を侵害するといえる。また、磯村(2014)は、「パワハラは、労働者の尊厳や人格を傷つける行為です。行った側は、悪意や蔑視などの意図がなくても受けた人に大きな苦痛を与えます。何よりパワハラを受けた人は職場での人間関係を断たれ、孤立を強いら



れます」(p.14)と論述している。磯村の主張を解釈すると、パワハラは職場の人間関係を断ち、孤立を強いるなど精神的に大きな苦痛を与えるものであり人格権注9)を侵害するといえる。

両者の主張解釈から、パワハラは、精神に関する人格権に該当するという仮説を立てることとした。

### 3-2 従来からの不法行為と新たな精神的侵害

山崎(2003)によれば、「わが国は、被害者の人格権保護を目的とする不法行為訴訟を中心とする民事判例中心という独自の法理を形成してきた」(p.287)と論じている。従来は、身体部分を損傷させる侵害すなわち物理的侵害に対しては、法を侵す側の行為として民法709条に規定する不法行為による損害賠償などを適用してきた。しかし、前述の電通事件(最高裁H12.3.24)において「使用者は、その雇用する労働者に対して業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷などが過度に蓄積して労働者の心身の健康を得そこなうことがないように注意する義務を負う」という判断を示した。注10)これを契機として新たに侵される側の精神的侵害が問題になってきたと考える。新垣真理は、職場のパワハラには精神的な攻撃が多いことを指摘している。注11)

### 3-3 人格権論

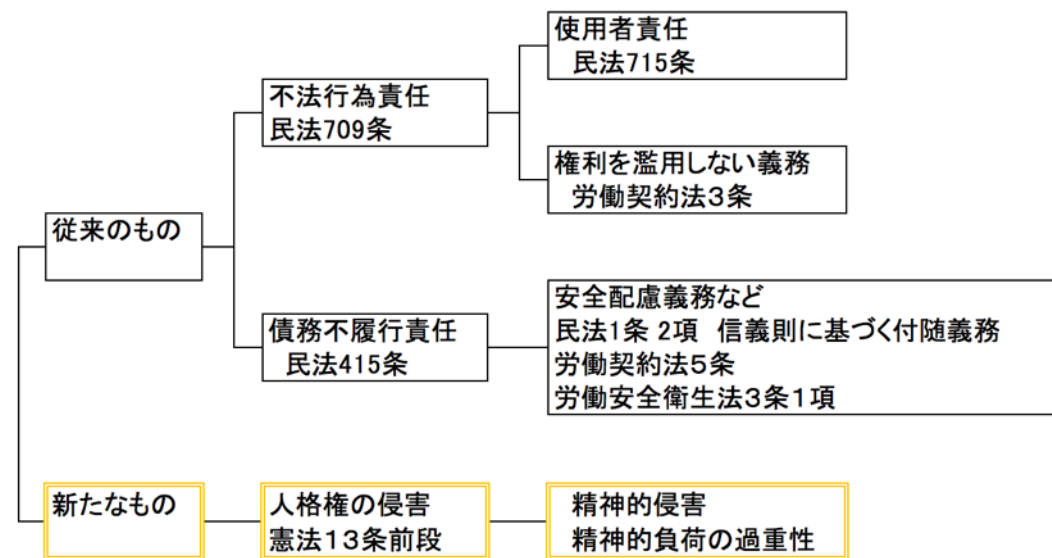
人格権の概念について論じているのは、イマヌエル・カント(Immanuel Kant)とマックス・シェラー(Max Scheler)のほか、日本では五十嵐清教授と齊藤博教授が挙げられる。五十嵐(1989)は「一般的人格権とは、人間の尊厳及び人格の自由な発展を目的とする基本法上の権利であり、一種の一般条項である」(p.133)と論述し、さらに「わが国でも、ドイツおよびアメリカの理論にみられるように一般的人格権論(またはプライバシー権)という包括的な概念を憲法(13条)より導き出し、さらにかかる権利に私法上の効力を認めることも可能であろう」(p.143)と論述している。また、齊藤(1979)は、「身体的な虐待や、精神症を惹起させることなどは、もちろん許されない。このようにして生命、身体、健康が一般的人格権の内容になることは何ら異論がない」(p.225)と論じている。両教授の主張から、身体・精神に関する権

利は一般的人格権に含まれるといえる。

### 3-4 「新しい人権」としての人格権

いわゆる環境権を人格権侵害とした大阪空港公害訴訟事件(大阪高裁S50.11.27)は「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということが出来る」注12)と判示した。同裁判において、身体、精神に関する利益は人格権に該当すると判断されたが、これは「新しい人権」として注目される。一方、憲法13条の前段は個人の尊重、後段は幸福追求権を規定している。手島(2002)は、「通俗的見解では、前段の個人の尊重を基礎にすえ後段の幸福追求権と一体のものとしてとらえる」(p.60)と論じている。筆者は、幸福追求権は国民の権利規定としてとらえるべきであり、人格権は個人の尊重から導き出されると解する。

図3 パワハラを違法とする要素



出所 筆者作成



整理すると、精神的な権利を侵害するパワハラは、単に民法における不法行為責任や債務不履行責任に基づいて処理されるべき事件ではなく、精神的侵害を重視した人格権の侵害として処理されるべきである。また、保護されるべき一般的人格権は、「新しい人権」として憲法13条前段から導かれるといえる。

#### 4 二つの裁判事例

##### 4-1 「サン・チャレンジほか事件」

Aは、平成20年2月、会社Xが運営する飲食店「ステーキの食いしん坊」で支店の店長として勤務していたが、エリアマネージャーであった上司Bから仕事のミスをしたという理由で「お前はばかだ」「お前は使えない」などの侮辱的な発言を受けた他、日常的に頭、頬を叩く等のいじめ・暴行などのパワハラ行為により、急性のうつ病を発症して平成22年11月、自殺したと主張し、Aの両親である原告らが会社Xに対して債務不履行（安全配慮義務違反）及び使用者責任を、上司Bに対して不法行為責任を、代表取締役Cに対して会社法429条1項による責任を求め、合計7,300万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

平成26年11月4日東京地裁は、恒常的に社会通念上相当と認められる限度を明らかに超える暴言、暴行、嫌がらせ、労働時間外の拘束などを認めてパワハラに係る不法行為を肯定した上、上司Bと会社Xの責任とAの自殺との因果関係を認め、代表取締役は店長会議、売上報告書等からAの労働時間、上司BのAに対する暴言、暴行を認識し得たに何ら有効な対策をとらなかったとして、故意または重大な過失を認め連帯して約5,790万円の支払いを命じた。注13)

##### 4-2 「ザ・ウインザー・ホテルズインターナショナル事件」

平成20年3月、原告Aはホテルの営業などを目的とするX社との雇用契約を締結し、営業係長として勤務していた、同年5月、Aは仕事の反省会を兼ね居酒屋へ行ったが、その席で上司のBから飲酒強要などのパワハラを受けたことにより精神疾患を発症し、多大な精神的苦痛を受けたとして、上司BとX社に対して

不法行為などに基づく約477万円の損害賠償を求める訴えを提起した。

第一審の東京地裁は、平成20年8月、上司BがAの留守電に「ぶっ殺すぞ、お雨」

等と録音したパワハラ行為（8,15留守電）1件について、上司BとX社に対し不法行為を認め約70万円の損害賠償の支払いを命じた。注14)

第二審の東京高裁は、上述（8,15留守電）のパワハラ行為の他、飲酒強要などのパワハラ行為などについても認め約150万円の損害賠償支払いを命じる判断を下した。注15)

#### 5 考察

##### 5-1 二つの裁判事例の分析

「サン・チャレンジほか事件」と「ザ・ウインザー・ホテルズインターナショナル事件」について、パワハラを違法とする要素は何かを明らかにするため、分析基準は①適用した法律名は何か、②パワハラ行為が与えた影響は何か、③侵害した法益は何かとした。

その分析結果は、①について、前者は個別具体的に判断した。後者は第一審では、独自のパワハラ定義を示してそれに照らし合わせて判断し、第二審においては、個別具体的に判断した。②について、前者はパワハラがAには強度の精神的負荷があったと判断した。後者は、精神的苦痛は大きいと判断した。③について、前者は、特に判断していない。後者は第一審でパワハラは人格権を侵害したと判断し、第二審では特に判断していないことを確認した。

すなわちパワハラ違法性の判断は、裁判所において個別具体的に判断するか、独自の定義を示しそれに照らし合わせて判断しており、これは、パワハラ行為に適用するものが一定していないことを意味する。そして、重要な点は、パワハラ行為には強度の精神的負荷があった。あるいは、精神的苦痛は大きいと判断したことである。

二つの裁判事例などから明らかになった精神的負荷を与えるなどのパワハラが人格権を侵害するという点は、前述の3-1において精神科医のイルゴイエンヌと磯村の主張を解釈した「パワハラは、精神に関する人格権を侵害する」と

いう仮説と符合する。

## 5-2 パワハラの違法な精神的負荷の判断基準

パワハラは、精神的侵害であると述べたが、その精神的な侵害がすべて違法となるものではない。それでは、違法となる精神的負荷の判断基準は何かということについて検討する。水谷によれば、ハラスメント行為が使用者の有する権限と関連している場合については、心理的負荷を過度に蓄積させるような行為は原則として違法とされると論じている。(水谷、2016) 一方、パワハラによる心理的負荷について判断した裁判例として地公災基金愛知支部長事件(名古屋高裁H22.5.21)がある。名古屋高裁は「B部長の部下に対する指導は、人前で大声を出して感情的、高圧的かつ攻撃的に部下を叱責することもあり、部下に個性や能力に対する配慮が弱く、叱責後のフォローもないというものであり、それが部下の人格を傷つけ心理的負荷を与えることもあるパワーハラスメントに当たることは明らかである」と判断した上で「平均的職員をしてもうつ病を発症させ、あるいはそれを憎悪させるに足る心理的負荷であったと認めるのが相当である」(注16)と判示した。この内容から心理的負荷がパワハラとして違法となる基準は、心理的負荷の過重性にあると判断される。心理的負荷が過度に蓄積されるものや、うつ病を発症させ、それを憎悪させるに足るものである場合は、過重性が大きいとして違法とされる。

## 6 結論

本研究の主たる目的は、パワハラ行為を違法と判断するものが一定していないため、パワハラを違法とする要素は何かについて解明していこうとするものである。その目的を究明するため、第一に取り組んだのは、パワハラと人格権のレビューである。その結果、精神科医であるイルゴイエヌと磯村の主張の解釈から「パワハラは、精神に関する人格権を侵害する」という仮説を提起し、人格権論と判例から理論的裏付けを行った。

第二に取り組んだのは、この仮説を実証すべく、二つの裁判事例を取り上げ分析検討することである。平成26年に東京地裁が判断した「サン・チャレンジほか事件」と平成25年に東京高裁が判断した「ザ・ウインザー・ホテルズ

インターナショナル事件」について、分析基準の①適用した法律は何か、②パワハラ行為が与えた影響は何か、③侵害した法益は何かについて検討した。その結果、前述の①からパワハラ行為を違法と判断するものが一定していないということが裏付けられた。前述の②から、パワハラ行為は心理的負荷と、肉体的・精神的苦痛を与えるものであることが判明し、前述の③から前者の事件では、直接ふれていないものの、後者の事件の第一審において、人格権の侵害として違法と判断した。以上のことからパワハラ行為は心理的負荷と、肉体的・精神的苦痛を与えるものであり、そのような被害を与えるものは人格権の侵害に該当することが明らかになった。この検討結果は、前述の第一に取り組んだパワハラと人格権のレビューすなわち「パワハラは精神に関する人格権を侵害する」という仮説と符合する。

したがって、パワハラを違法とする要素は、精神的侵害を内容とする人格権であると結論付けられた。パワハラ行為は、人格権を侵害するものであり、その根拠は、憲法13条前段に規定する個人の尊重から導き出されると解する。パワハラを被害者の視点からみて重要な点は、精神的侵害のほか職場環境の侵害を受けることである。そして、パワハラは違法な精神的負荷の判断は、過重性であるといえる。

カント(2002)によれば、「およそいかなる理性的存在者も目的自体として存在する」(p.101)と述べている。これは約言すれば、人間は理性的な存在であり、尊敬に値することを意味する。人は生きるために働いているのであり、仕事をするために生きているのではない。パワハラ行為は、人格権の侵害に該当することを理解して職場から根絶することが重要と考える。

職場とは、経営者との労働契約に伴い、労働者が労働力を提供し、対価として賃金を得るところではあるが、単にそれだけではない。労働者が人生の多くを過ごす職場は、働く喜びや生きがいを与える。そうした職場でパワハラが起こった場合、被害者本人や家族を不幸にし、同僚などに対して働く意欲を失わせるという大きなリスクをもっている。涌井(2010)は「我々の心の中にも、パワーハラスメント行為に繋がる攻撃心や競争心などの感情が潜んでいます。追い詰められれば、誰でも過ちを犯す可能性があるということを知り、一人ひとりが真正面から自分に向き合っていく必要があるのです」(p.131)と指摘

している。他方、磯村によれば、労働者一人ひとりの価値観や個性は尊重しなければならないという原点を忘れてはならない。パワハラをなくすポイント  
は、①職場でのコミュニケーションを円滑にすること、②長時間労働や過重労働をなくすこと、③ゆとりのある職場をつくりだしていくことと論述している。  
(磯村、2014)

パワハラの根絶には、人格を傷つけ社会的に許されないと自覚すること、職場の人間関係を大事にして、個人が生きがいをもって楽しく働くことのできる環境を築くことが重要と考える。

注

注1) パワーハラスメントとは、和製語、職場で上司がその地位や権限を利用して部下に行ういじめや嫌がらせ、パワハラ。広辞苑(第6版)岩波書店2008年1月

注2) 厚生労働省「あかるい職場応援団」データで見るパワハラ  
(H29.8.14) <<https://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/foundation/statistic>>.

注3) 厚生労働省「平成28年度個別労働紛争解決制度の施行状況」  
(H29.8.14) <[www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000167727.html)>.

注4) 厚生労働省「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外判断指針」一部改正  
(H30.1.15) <[www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0406-2.html](http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0406-2.html)>.

注5) 厚生労働省「心理的負荷による精神障害の労災認定基準を策定」  
(H30.1.15) <[www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html)>.

注6) 厚生労働省は、2012年3月、職場のパワハラ予防・解決に向けた提言を発表。  
(H29.8.14) <[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126546.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126546.html)>.

注7) 電通事件(最高裁H12.3.24)最高裁判例集54巻3号 p.1146

注8) モラルハラスメントとは、和製語、言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ・虐待。モラハラ。広辞苑(第7版)岩波書店2018年1月

注9) 法的保護の対象となる人格的利益を総称して人格権と呼ぶ。法律学小辞典(4版補訂版)有斐閣2008年10月

注10) 電通事件(最高裁H12.3.24)判例六法(平成26年版)有斐閣 pp.1981-1982

注11) 2012年度に行った職場のパワハラに関する実態調査の結果から、パワハラの種類別では、精神的な攻撃が55%と最も多く、次いで過大な要求(28.7%)人間関係からの切り離し(24.7%)となっていると指摘。新垣真理「職場のパワーハラスメント対策」『保健の科学』第57巻5号p.299

注12) 大阪空港公害訴訟事件(大阪高裁S50.11.27)判例時報797号 p.71

注13) (東京地裁H26.11.4)判例時報2249号 pp.54-64

注14) (東京地裁H24.3.9)労働法律旬報1788号 PP.30-37

注15) (東京高裁H25.2.27)労働判例1072号 pp.5-19

注16) (名古屋高裁H22.5.21)労働判例1013号 pp.113-115

参考文献

新垣真理 「職場のパワーハラスメント対策」『保健の科学』第57巻5号pp.297-303

五十嵐清 『人格論』一粒社 1987年12月

石井智弥 「人格権障害に関する損害賠償の史的考察」『茨城大学政経学会雑誌』(78)

2008年3月pp.129-136

磯村 大 『パワハラにあったときどうすればいいかわかる本』合同出版2014年11月

M.F.イルゴイエヌ 訳高野優『モラルハラスメント人を傷つけられずにはられない』紀伊國屋書店 1999年12月

小笠原耕司ほか『職場のハラスメント実務対応Q&A』清文社 2016年6月

I.カント 訳篠田英雄 『道徳形而上学原論』岩波書店 2002年1月

斉藤 博 『人格権法の研究』一粒社 1979年2月

手島 孝 『新基本憲法学』法律文化社 2002年1月

水谷英夫『改訂、予防・解決職場のパワハラセクハラメンタルヘルス』日本加除出版2016年7月

山本健司「パワハラをしないさせない職場にするために」『経営法曹』No186 pp.1-7

山崎文夫「セクシャルハラスメントと人格権アプローチ」『比較法』(40) pp.287-318

涌井美知子『職場のいじめとパワハラ防止のヒント』経営書院2010年11月



## アイドルと地方創生

土崎 雄祐

### 要旨

地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていくことを目的に一連の政策を進めていくために、2014年9月、時の政府はまち・ひと・しごと創生本部を内閣に設置した。同本部は地方自治体に対して、各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望（地方人口ビジョン）の提示とこれを踏まえた2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策（地方版総合戦略）の策定と実施を課した。「地方創生」は、ヒト・モノ・カネをはじめとするあらゆる資源が東京圏に一極集中し、その原因あるいは結果として地方の活力が損なわれている現状を打破することを目指した施策である。こうした施策が打ち出された背景には「増田レポート」の存在があり、これによると全国1,718の市区町村のうち、約半数にあたる896が2040年までに消滅する恐れがあると指摘し、センセーショナルに取り上げられた。特に2040年時点で20～39歳の女性人口が半減している自治体は「消滅可能性都市」と呼ばれ、民間企業による新語・流行語大賞の候補にもなった。

本稿では、各地での地方創生の動きを見据えつつ、アイドル、特にAKB48グループに着目し、それらの類似性・近接性を見出すことを試みた。奇しくも、国土交通省が2014年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」とAKB48グループの展開は「国際志向」と「地域志向」の2つのベクトルを持つ複眼的な捉え方になっている点が共通している。同時に、それまでのアイドル（グループ）と言え、東京圏を活動拠点とするものが圧倒的に多く、大手芸能事務所がマネジメントをするいわゆる「売れっ子」アイドルがローカルなメディアやイベントに登場することは考えにくく、活動地域の人口とアイドル市場は比例しているというのがそれまでの通説であったが、AKB48グループは姉妹プロジェクトやチーム8の活動により東京圏だけでなく地方をも射程圏内に見据えたものとして展開されている。アイドルそのものから期待される集客を地域振興や賑わいづくりに活用しようとする動きがある一方で、その成長・発展戦略は地方創生の各種取組を進めていくにあたり大変示唆に富んだものと言えよう。

### 1. 「地方創生」とは何か

2014年9月3日の第2次安倍改造内閣発足時の総理大臣記者会見において、安倍晋三内閣総理大臣は「元気で豊かな地方の創生」を掲げ、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていくことを目的に一連の政策を進めていくことを発表した（注1）。あわせて同日の閣議決定により、まち・ひと・しごと創生本部が内閣に設置された。この中で、政府は2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望（国の長期ビジョン）を提示し、2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策（国の総合戦略）を策定することとなった。同時に、地方自治体にも各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望（地方人口ビジョン）の提示とこれを踏まえた2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策（地方版総合戦略）の策定と実施が課せられた。地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進する立場であるのに対し、国は情報支援や人的支援、財政支援を切れ目なく展開することとされた（注2）。

これにより、政府は長期ビジョンとしての「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び総合戦略としての「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめ、2014年12月27日には閣議決定された。総合戦略においては、今後の施策の方向を示すべく「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの政策パッケージが掲げられた。これらをもとに、各省庁は短期・中長期の工程表を策定し、個別施策に取り組むこととなった。

「地方創生」は、ヒト・モノ・カネをはじめとするあらゆる資源が東京圏に一極集中し、その原因あるいは結果として地方の活力が損なわれている現状を打破することを目指した施策である一方で、限られた資源を「疲弊する地方」対「豊かな東京圏」あるいは「疲弊する地方」同士で奪い合う構造とならざるを得ない状況も生まれている。この点については、以下詳述していくこととする（注3）。

### 2. 「地方創生」の背景とそれに対する批判



政府による「地方創生」の一連の動きを大雑把に言ってしまえば、人口減少社会の進展を食い止めるためのものである。金井利之（2015）（注4）は国が設定した「地方創生」と人口減少の関係性について次のように述べている。

日本全体の人口減少が予想されていますし、自治体によっては人口が大幅に減って「消滅」が危惧されるほどです。そこで、各自治体は人口を増やす必要がある、となります。人口を増やすには、仕事が必要です。人口と仕事が増えればまちは活性化します。そこで、各自治体に、仕事と人口を増やして活性化させる地方創生となるよう、国は各自治体に、創意工夫と努力を求めているのです。

前述のとおり、政府による「地方創生」の動きが本格的に始まったのは2014年だが、2005年の国勢調査で戦後初の人口減少が見られ（1年前の推計人口に比べ2万人の減少）、2011年には1年前に比べ26万人の減少、その後の月別の人口も相当程度の減少が続いている（注5）。つまり、人口減少は少子化や高齢化と相まって、現象としてはすでに現在進行形のものであり、時代を先取りした施策とは言い難い。そうであるにも関わらず、極めてセンセーショナルに取り上げられた背景には、2014年5月に発表されたいわゆる「増田レポート」の存在がある。これは、「日本創成会議」人口減少問題検討分科会が2010年の国勢調査の基に試算した結果、全国1,718の市区町村のうち、約半数にあたる896が2040年までに消滅する恐れがあると指摘し、特に2040年時点で20～39歳の女性人口が半減している自治体を「消滅可能性都市」と呼んだ。「消滅」というインパクトのあるフレーズが使われただけでなく、具体的な市区町村名も発表したため、該当する自治体には大きな衝撃を与えることとなった（注6）。

その一方で、このレポートに対して推計・解釈自体に問題があるという批判も散見される。例えば、山下祐介（2014）は「増田レポート」で論じられているのは「雇用と経済」一辺倒とし、その根底には「選択と集中」論による国家の統合・画一化・効率化を指摘している。特に選択は人々を「選ばれる者」と「選ばれない者」に分断し、「すべての町は守れない」として後者を淘汰あるいは排除していく人間観・社会観を助長しかねないと危惧している。そして、「選択と集中」の対抗理念として「多様性の共生」を掲げ、そこから発する「参加と

共同」の実現こそが人口減少の克服に必要不可欠であるとしている（注7）。また、金井（2015）は前述した国が設定した「地方創生」に「カッコつきのちほうそうせい」というルビを振り、「自治体にとって必要なのは、自分の頭で考えて、『地方創生』という土俵に上がらないことなのです」と皮肉を込めて指摘している（注8）。

### 3. 本稿における立ち位置

金井が指摘する「カッコつきのちほうそうせい」であるかどうかに関わらず、今日、全国各地で観光や産業の振興、移住・定住の促進、結婚・子育て支援などによる地域活性化や人口減少の克服に向けた多種多様な創意工夫が行われていることは言うまでもない。本稿では、こうした取組とは一見すると縁遠そうなアイドルに着目し、これらの類似性・近接性を明らかにし、地方創生（金井が言うところの「カッコのつかないちほうそうせい」、すなわち地域の担い手による主体的な取組）の推進に向けてその担い手たちがアイドルから学ぶべき点を考察していく。

この類の先行研究の一つとして、田島悠来（2016）による「『アイドル』文化を活用した地域振興に関する一考察」（注9）が挙げられる。これは、ニューヨーク大学でパフォーマンス研究を学問領域として確立したシェクナーが提唱したパフォーマンス機能の類型を参照しながら「ご当地アイドル」のパフォーマンスを事例に、住民主体の地域振興のあり方について探究したものであり、「ご当地アイドル」のパフォーマンスはパフォーマーにとって、娯楽、アイデンティティの確認・変更、共同体の構築・維持、教育・説得という主として4つの機能を持つことで、若い世代が主体となる地域振興の可能性を提示していることが導き出している。田島は「アイドル」の定義を、決して一義的なものではなく、時代によっても異なるものであり議論を要するとしつつ、便宜的にメディアに登場する若い歌手であるまたはメディア上で「アイドル」と冠せられる集団や組織に属する者を指しており、本稿もこれに依拠するものとする。

### 4. 地方を志向するアイドル –AKB48グループを中心に–

#### （1）AKB48グループの地方・海外展開

AKB48は今日の日本を代表するアイドルグループの一つと言って過言ではない。それまでも数々のヒット作品を世に送り出した音楽プロデューサー・秋元康による新たなプロジェクトとして、2005年12月に東京・秋葉原の専用劇場を引っ提げてAKB48はデビューした。「会いに行けるアイドル」というそれまでの常識を打ち破るコンセプトを掲げ、時には物議を醸しながらも（これは時に「サプライズ」と呼ばれることがある）新たな作品や人材、価値観を世に送り出してきた。同一タイトルCDの複数仕様やCDへの生写真・投票券の封入は「AKB商法」と揶揄される一方で、メンバーとの「握手会」や投票によって歌唱メンバーを決める「選抜総選挙」はもはやAKB48の代名詞になっている。

ここで注目したいのは、AKB48グループによる地方・海外展開である。2008年8月には名古屋市・栄を拠点とするSKE48を皮切りに、国内ではこれまでに合わせて5つの姉妹プロジェクトがデビューしている（表1）（注10）。海外に目を転じると、2011年11月にインドネシア・ジャカルタを拠点とするJKT48が活動を開始し、アジア圏を中心に現在4つの姉妹プロジェクトが展開され、このほかにさらに2つの姉妹プロジェクトのデビューが予定されている（表2）。海外の姉妹プロジェクトは現地メンバーを中心に構成されているが、AKB48や国内姉妹プロジェクトのメンバーが「移籍」という形で加入するケースもいくつか見られる。

表1. AKB48グループの地方展開

名称	活動時期	活動拠点
AKB48	2005年12月～	東京・秋葉原
SKE48	2008年8月～	名古屋市・栄
NMB48	2010年10月～	大阪市・難波
HKT48	2011年10月～	福岡市（博多）
NGT48	2015年8月～	新潟市
STU48	2017年3月～	瀬戸内7県（兵庫県・岡山県・広島県・山口県・愛媛県・香川県・徳島県）

表2 AKB48グループの海外展開

名称	活動時期	活動拠点
JKT48	2011年11月～	インドネシア・ジャカルタ
SNH48	2012年10月～	中国・上海
	2016年6月*	
BNK48	2017年2月～	タイ・バンコク
TPE48	2018年3月～	台湾・台北
MNL48	2018年4月～	フィリピン・マニラ
AKB48 Team SH	2018年（予定）	中国・上海
MUM48	2018年（予定）	インド・ムンバイ

\* 2016年6月9日にAKB48公式Webサイト上でSNH48の現地における運営サイドに契約違反があったことを発表。チームとしては存続することとなった。

こうした地方展開と海外展開のダブルスタンダードは、山下（2014）が指摘するところの国土交通省が2014年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」における「国際志向」と「地域志向」の2つのベクトル（評価軸）を持つ複眼的な捉え方になっていることと通ずるものがある（注11）（注12）。この約2か月後に打ち出された「地方創生」の動きがややもすると画一的な施策が全国各地で展開せざるを得ない実情に対して、このグランドデザインは国土づくりの総論を示しつつも「多様性」「連携」「しなやかさ」というフレーズを用いて地域資源や歴史・文化の継承と発展による新たな価値創造を原則としている点が特徴と言えよう。

さて、AKB48とその姉妹プロジェクトを「東京圏」対「地方」の構図で捉え直した時、前者での成功モデルを後者で展開しているとは一概には言えないだろう。コンビニやファミリーレストランのフランチャイズ方式とは違い、各グループの地元に着目したオリジナルな展開が随所に見られる。例えば、AKB48劇場で最初の演目（セットリスト）となったチームA 1st Stage「PARTYが始まるよ」公演の構成楽曲である「AKB48」の歌詞は同劇場が立地する秋葉原のランドマークが至る所に登場している。このグループ名と同名の楽曲は姉妹プロジェクトにも存在し、歌詞は違うものの曲調は同じものである。2005年に楽曲とし



での「AKB48」が発表された当時の秋葉原という地域はサブカルチャーあるいはオタク文化のシンボルとしては発展途上であり（注13）、そうした地域の認知を高める意味合いがあったものと推察される。一方で、後発の姉妹プロジェクトの拠点は古くから住民に親しまれている地域の中心街あるいは繁華街であり、姉妹プロジェクトにおけるグループ同名楽曲が持つ意味合いは拠点の周辺地域の認知を高めるだけでなく、地元密着を表明するためのものとして位置づけられるのではなかろうか。地元の名所や名物、そして方言を歌詞にふんだんに取り入れた楽曲とすることで、東京圏発の地元密着アイドルグループというプレゼンスを確立することを目指したと読み取ることができる（表3）。

表3. AKB48・SKE48・NMB48におけるグループ同名楽曲の歌詞  
（一部省略、すべて作詞：秋元康、作曲：渡辺未来）（注14）

AKB48	SKE48	NMB48
愛しのAKIBAは	愛しのSAKAEは	愛しのNAMBAは
石丸・ソフマップ	サンシャインサカエ	グランド花月
オノデン・ロケットサトームセン	地下鉄8番出口で直結！	居酒屋「たこしげ」二見の豚まん
兄ちゃんも歩け！歩け！	兄ちゃんも歩け！歩け！	兄ちゃんも歩け！歩け！
ドンキホーテ	SAKAE地下	戎橋
ぶらりぶらりJUUIJIYA	ぶらりぶらりTSUTAYAへ	ぶらりぶらり自由軒
あれはラジオデパート	あれは焼肉たむら	あれはグリコの看板
パレットタウンはそこ	きむら庵はそこ	りくろーおじさんはそこ
粋な姉ちゃんもミツワデンキ	粋な姉ちゃんと観覧車デート	豹柄姉ちゃんもミス大阪
ブレス・OTTO・T・ZONE	ゴシレファにゴルックス	なんばCITY なんばウォーク
TSUKUMO UDX 秋葉原48	しゃちほこ CoCo壺 KYORAKU	NAMBAなんなん HIPS Hatch
私たちに会いに来て	さあ栄48	ほな難波48
誰よりも好きになって	私たちに会いに来て	うちのところに会いに来て
お願いねえねえ	誰よりも好きになって	誰よりも好きになって
そう秋葉原48	お願いねえねえ	頼むわななあ
私たちに会いに来て	それゆけ栄48	ほな行くで難波48
ここの場所で夢を追いかけるから	私たちに会いに来て	うちのところに会いに来て
応援してね	ここの場所で夢を追いかけるから	ここの場所で夢を追いかけるから
	応援してね	応援してな

## （2）チーム8の創設

前述してきた地方展開とは一線を画す形で、「AKB48×TOYOTA Team 8 プロジェクト」の一環としてAKB48にとって5番目のチームである「チーム8」が2014年4月に結成された。それまでの「会いに行けるアイドル」ではなく、全国各地を回る「会いに行くアイドル」をコンセプトとし、「AKB48 Team 8 全国一斉オーディション」によって選出された新規メンバーで結成された。このチーム8について、瀬津真也（2016）は2013年に放送されたNHK連続テレビ小説「あまちゃん」の劇中で登場したアイドルグループ「GMT47」を現実化させたものであると指摘している（注15）（注16）。特徴的な点として、トヨタ自動車による全面サポートが挙げられる。AKB48のチームそのものを企業がスポンサーするのは初の試みであったが、その背景として同社国内企画部長の村上秀一は①国民的アイドルグループとタッグを組むことによる若者の車離れへの対応、②AKB48・トヨタ自動車両者の「地方創生・地域活性化」の姿勢が合致したことの2点を挙げている。同社は全国からメンバーを選出するというアイデアの段階からこのプロジェクトに参加し、加えてこの構想が動き始めた2013年には2020年の東京オリンピック開催が決まったことから（注17）、2014年のデビュー時の平均年齢が14.4歳のチーム8メンバーが6年後に20歳になってAKB48のセンターや看板メンバーになり、スポーツとアイドルを通して東京はもとより全国各地を盛り上げていきたいという願いが込められている（注18）。

チーム8メンバーの活動をその公式Webサイトで確認すると、秋葉原のAKB48劇場での公演に加え、それぞれの地元メディアへの露出やイベントへの出演、イメージキャラクターや観光大使への就任などが散見され、特にトヨタ自動車の関連企業がスポンサーした地元テレビ局の番組（あるいは番組内のコーナー）への出演が目立つ。こうした動きは地方展開する姉妹プロジェクトにも見られるが、姉妹プロジェクトは比較的大きな都市に立地する拠点を中心にチームとして活動していることに対し、チーム8は1人の都道府県代表メンバーによる活動が中心である点に違いがある。それまでのアイドル（グループ）とえば、いわゆるキー局と呼ばれるテレビ局が集積する東京圏を活動拠点とするものが圧倒的に多く、大手芸能事務所がマネジメントをするいわゆる「売れっ子」アイドルがローカルなメディアやイベントに登場することは考えにくいものであつ

た。つまり、活動地域の人口とアイドル市場は比例しているというのがそれまでの通説であった。この東京圏を活動拠点とするアイドルに対して、田島が指摘するその多くが2010年以降に結成された「ご当地アイドル」の存在があるが（注19）、AKB48グループはその両方を内包するものであると言えよう（図1）。

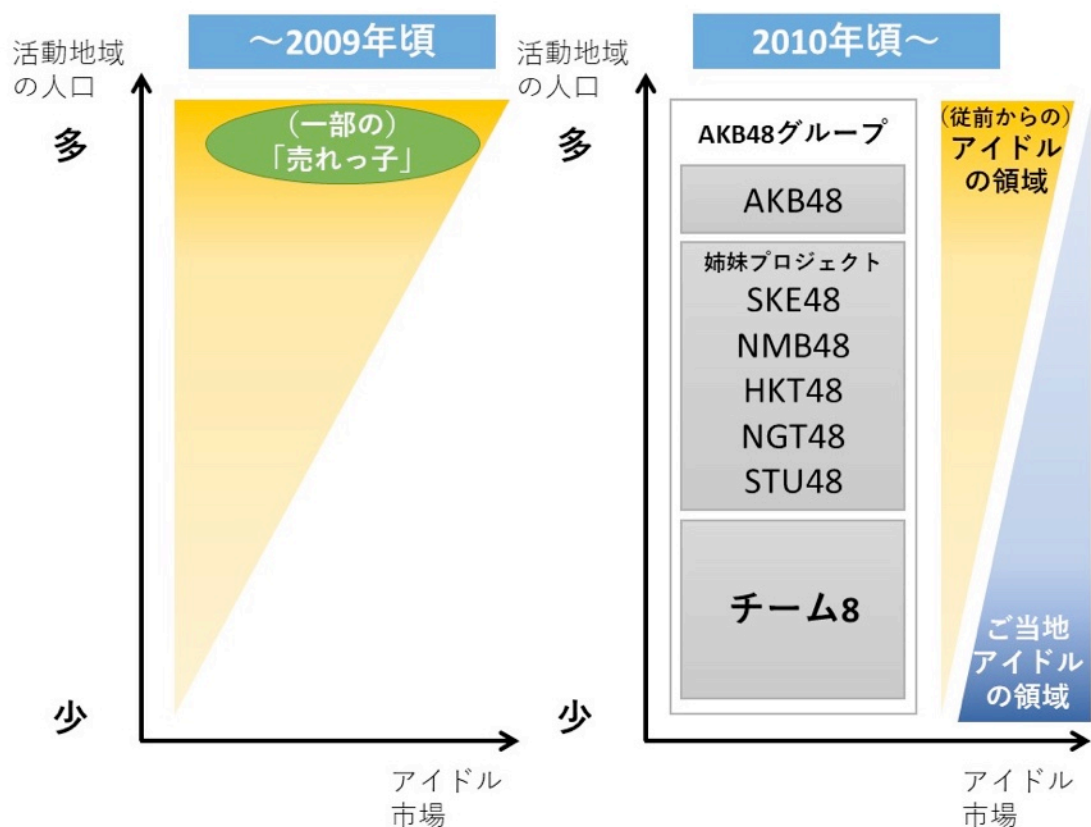


図1. 地域ごとのアイドル市場の様相

## 5. AKB48グループに見られる地方創生に対する視座

### (1) アイドルによる地方創生

AKB48グループにも見られるように、地域振興や賑わいづくりを目的とするイベント等にアイドルを登用する実践はすでに数多く見られる（注20）。登用するアイドルのネームバリューがあればあるほど、そのファンを中心に当該地域外からの来客が見込まれ、経済効果や交流人口の増加に寄与できる。チーム8メンバーやご当地アイドルに見られるような「地元」であることを前面に打ち出すことにより、メンバー個人やグループ全体のファンの集客だけでなく地域住民の

メンバー・グループあるいは地域そのものに対する愛着形成（いわゆる「ファン化」）も期待できる。筆者ら（2018）は地域づくりの現場において「同じ」を見つけ・つくること主体形成につながることを論じているが（注21）、アイドルや地域を媒介として、当該地域外からやってきたファンがアイドルの活動地域に愛着を持ったり、地域内で「おらがまち」のアイドルのファンが増えたりすることにより、アイドルも地域もファンが増えるWIN-WINな関係を築くことができるであろう（図2）。

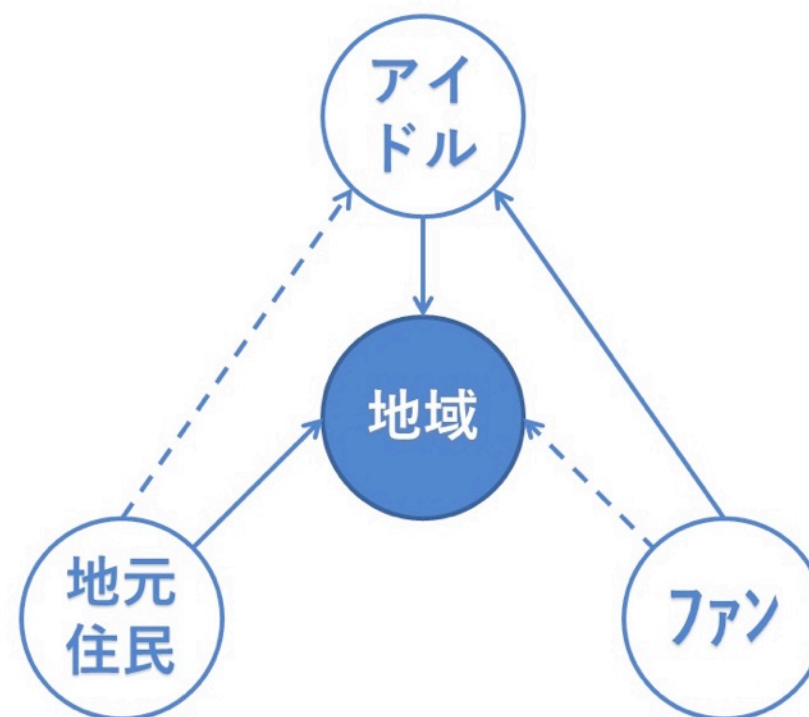


図2. 地域を取り巻く地域住民-アイドル-ファンの「三角関係」  
(矢印は興味関心や愛着の方向、実線は顕在化しているもの、点線は潜在的に期待できるもの)

2000年代後半頃より、アニメや漫画、ゲーム、映画、音楽といった楽しみのための情報財すなわちコンテンツを動機とした旅行行動やコンテンツを活用した観光振興、地域振興のことを指すコンテンツツーリズムに関する実践や研究



が盛んになされている（注22）。アイドルは従前の娯楽的な位置づけを超え、地域資源として捉え直していく時代が到来している。

## （2）AKB48グループに学ぶ地方創生

各地で様々な実践が行われている地方創生の各種取組において、AKB48グループによる成長・発展戦略から学ぶべきものがあると考え。その一つとして、姉妹プロジェクトが中央での成功モデル（AKB48）の「焼き直し」とは必ずしも言えない点が挙げられる。グループ全体のコンセプトを踏まえつつ、地元ならではの活動も展開している。地元特産品の販売促進（NGT48とJA全農にいがたによる新潟米コシヒカリのプロモーション）や地域の魅力発信（STU48と中国電力による「ぐつとずっと。地域応援プロジェクト」）への参画、地元有名企業による芸能マネジメント（吉本興業子会社によるNMB48の運営）など枚挙にいとまがない。「ファン」という東京圏を中心に全国各地に広がる市場だけでなく、地元という市場の両者を射程圏内に捉えているのだ。

地方創生を含めた自治体施策の立案の過程において、しばし先進事例調査というフェーズが見受けられる。その一方で、完全な模倣を目指すあまり「うちの地域ではできっこない」と結論付けてしまうケースもあるようだ。先進的な成功事例はすべて「オンリーワン」であると割り切り、むしろそのことから何かを学び取ったり自地域に取り入れるための必要な要素、不要な要素、新たに加えなければならない要素を分析したりする態度を養い、新たなオンリーワンの実践を目指すことのほうが大切である。

## 6. まとめにかえて

AKB48グループをはじめとするアイドルと地方創生の関係性を整理すると、アイドルそのものから期待される集客を地域振興や賑わいづくりに活用しようとする動きがある一方で、その成長・発展戦略（例えば、ファンの拡大やプロモーション、危機管理など）は地方創生の各種取組を進めていくにあたり大変示唆に富んだものと言える。そして、地方創生の推進にあたっては、「命題として与えられた仕事だから」という捉え方ではなく、「なぜそのイベントが必要なのか」「なぜその施策を行わなければいけないのか」と常に自らを問い直す自

己改革の力も必要不可欠である。

### 【注】

- (注1) 首相官邸Webサイト「平成26年9月3日安倍内閣総理大臣記者会見」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement/2014/0903kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0903kaiken.html)、2018年5月8日閲覧。
- (注2) 同上「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』と『総合戦略』の全体像等」  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryou1.pdf>、2018年5月8日閲覧。
- (注3) 本稿1.は次の論文の一部を加筆・修正したものである。拙稿「宇都宮大学における『とちぎ終章学』の実践（2）」『宇都宮大学地域連携教育研究センター研究報告』第26号、2018年、15-24頁。
- (注4) 金井利之「『地方創生』で自治体は困り果てる」山下祐介・金井利之『地方創生の正体—なぜ地域政策は失敗するのか』筑摩書房、2015年。
- (注5) 千野雅人「人口減少社会『元年』は、いつか？」総務省統計局Webサイト『統計Today』No.9、<http://www.stat.go.jp/info/today/009.html>、2018年5月8日閲覧。
- (注6) この試算・発表で中心的役割を果たしたのが同会議座長の増田寛也であることからこのような通称で呼ばれている。また、「消滅可能性都市」は、2014年のユークン新語・流行語大賞の候補にもなっている。
- (注7) 山下祐介『地方消滅の罫—「増田レポート」と人口減少社会の正体』筑摩書房、2014年。
- (注8) 金井、前掲書。
- (注9) 同志社大学人文学会編『評論・社会科学』119号、2016年、19-40頁所収。
- (注10) すでに活動終了した姉妹プロジェクトとしてSDN48が挙げられる（活動期間：2009年8月～2012年3月、活動拠点：東京・秋葉原）。メンバー全員が20歳以上で、AKB48を含めた姉妹プロジェクトの中で唯一恋愛が認められている点の特徴である。
- (注11) 山下、前掲書。
- (注12) 国土交通省Webサイト「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000043.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000043.html)、2018年5月8日閲覧。
- (注13) 例えば、横山慧（2016）は2002年のITバブル崩壊後、秋葉原はポップカルチャーの時代に突入したとし、その後2005年につくばエクスプレスの開通、ヨドバシAkibaのオープン、2006年の秋葉原クロスフィールドの完成などの歴史を振り返り、秋葉原にとって2005年は節目の年であると分析している。また、当時の地域

の様相についてNPO法人秋葉原観光推進協会事務局長の泉登美雄は、「ラジオ→家電→オーディオ→パソコンとトレンドが変遷した後、アイドルやメイド喫茶などのポップカルチャーが伸びてきた時期。AKB48さんは秋葉原の変化ともうまく調和して、一気に代名詞的存在になりました」と語っている。横山慧「AKB48のホームタウン秋葉原の10年」日刊スポーツ新聞社編『涙は句読点～普通の女の子たちが国民的アイドルになるまで～AKB48公式10年史』日刊スポーツ出版社、2016年。

(注14) HKT48・NGT48・STU48にも同様の楽曲が存在する。STU48は活動拠点が7県にまたがっていることから、7つのバージョンを有している。

(注15) 瀬津真也「チーム8 ニュータイプAKB48」日刊スポーツ新聞社編、前掲書。

(注16) GMTとは地元のこと。47は47都道府県を指す。

(注17) トヨタ自動車は、2015年に国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会との間で、2024年までのワールドワイドオリンピック・パラリンピックパートナー契約を締結している。

(注18) 瀬津、前掲書。

(注19) 田島、前掲論文。

(注20) 実在する人物ではないが、例えば栃木県真岡市では、2017年9月、とちぎテレビのアニメキャラクター「まろに☆えーる」のリーダーの「春崎野乃花（はるぎののか）」を「もおか“いちご”チアリーダー」に認定し、市内外の各種イベント、とちぎテレビで行っているウェブサイトの動画やラジオ配信による市の知名度向上や生産量日本一のイチゴのPRに力を入れている。真岡市Webサイト「『春崎野乃花』真岡市オリジナルグッズ限定販売中！」<https://www.city.moka.lg.jp/toppage/soshiki/kikaku/4/info/2342.html>、2018年5月8日閲覧。

(注21) 桑島英理佳・土崎雄祐「プロセスを支える」石井大朗・霜浦森平編著『はじめての地域づくり実践講座 全員集合！を生み出す6つのリテラシー』北樹出版、2018年。

(注22) 岡本健「コンテンツツーリズムと地域創造」ジェイクリエイト『観光Re:デザイン』<https://kankou-redesign.jp/pov/848/>、2018年5月8日閲覧。

#### 【参考文献】

1. HKT48公式Webサイト、<http://www.hkt48.jp/>
2. AKB48公式Webサイト、<https://www.akb48.co.jp/>
3. AKB48チーム8公式Webサイト、<http://toyota-team8.jp/>
4. SKE48公式Webサイト、<http://www.ske48.co.jp/>
5. STU48公式Webサイト、<http://www.stu48.com/>

6. NMB48公式Webサイト、<http://www.nmb48.com/>

7. NGT48公式Webサイト、<https://ngt48.jp/>

## 「地域の災害への備え」は向上したか — 中越地震8年目の調査結果からの検討 —

宇田 優子

### 要旨

2004年10月に発生した新潟県中越地震は、M6.8で死傷者68人、住家12万棟の被害で、土砂崩れ等により全村避難を余儀なくされた地域もあり、甚大な被害が発生した。被災地は中山間豪雪地帯であり、互助意識が高い地域であった。被災者らは災害への備えや地域ぐるみで助け合うこと、日頃から隣近所で顔見知りの関係づくりの重要性を指摘していたが、個人を対象とした研究はあるが自治会単位での備えを対象とした研究は少ないため、自治会長を対象に被災後8年経過した2012年に、「自治会」を対象とした質問紙調査を行い、「地域の災害への備え」は向上したのかを検討したので報告する。

結果、備えの平均項目数は災害前0.76項目から災害後3.51項目に増加（対応のあるt検定、 $p < 0.01$ ）していた。災害後の備えは「防災資機材（発電機）を有している」「防災訓練を年1回実施している」「災害時要援護者リストを持っている」が約60%を超えたが、「地域で食料や飲料水を備蓄している（8.0%）」、「避難誘導の訓練を年1回実施している（24.4%）」は低かった。「防災講習会」の開催については、被災有り自治会と無し自治会では、被災有り自治会が有意に多く開催していた（ $\chi^2$ 検定、 $p < 0.01$ ）。「同居家族以外の支援を必要とする高齢者や要介護者を地区・集落で支える仕組み」は災害後は約半数が備えていたが、仕組みが無い自治会も約4割存在していた。

地域の災害への備えは被災前と比べて向上していた。しかし要援護者対策において改善が必要な項目や、地域差もあった。今後も継続して地域での災害への備えに取り組んでいく必要がある。

### I. はじめに

2004年10月に発生した新潟県中越地震は、マグニチュード6.8で死傷者68人、重軽症者4,795人、住家被害121,604棟の被害であった。土砂崩れや交通網の遮断により全村避難を余儀なくされた地域や孤立した地域もあり、甚大な被害が発

生した。当該地域は中山間地域が多くを占め、豊かな自然を持つ半面、日本有数の豪雪地帯であり、過疎化と高齢化が既に進行してはいるが互助意識が高く地縁・血縁関係の支え合いも強い地域であった。復旧・復興をどのように行うか災害支援関係者の注目を集めた。

中越地震の復興は有識者と県民等から意見を募集して復興ビジョン（注1）を作成し、2005年3月1日に公表された。キーワードは、「持続可能性」と「防災・安全」、基本方針は6つあり、その中に「安全・安心な市民自治の確立」を掲げた。そして復興施策への指針は6項目で、5項目目の「防災、保健・医療・福祉、コミュニティ」の中に、①地域防災計画の検証と住民自治防災安全計画の作成、②地域内相互ケア体制の整備、が盛り込まれていた。それらの内容も受けて被災地自治体職員や地域復興支援員等の復興期支援者は、「地域の災害への備え」も向上するように働きかけてきた。

また被災者は被災後、災害への備えの重要性、他者に伝えたいこととして備えについて言及している（注2）、調査（注3）もされている。また地域ぐるみで助け合うこと、声をかけて安否確認することの重要性、日頃から隣近所で顔見知りの関係づくりの重要性を指摘している（注2）が、地域や自治会単位での備えを対象とした研究論文は塩田や山内らの発表があるが数は少ない（注4、注5）

そこで、今回は被災後8年目に「自治会」を対象とした質問紙調査を行い、「地域の災害への備え」は向上したのか、向上した場合はどのような内容か、課題はあるかを検討したので報告する。

本研究は公益社団法人中越防災安全推進機構の中越大震災復興プロセス研究会で行った復興検証調査の「地域の備え」に関する項目の分析であり、研究論文では未発表であることを申し添える。

## II. 研究方法

### 1. 対象者

新潟県中越地震の被災市町村5市の地域の1,915自治会長を対象とした。調査時点の自治会長を対象としたが、被災前の地域の災害の備えの状況や被災状況、災害急性期・復旧期の状況については、被災当時の自治会長と相談して回答を



するように依頼文書にて依頼した。

## 2. データ収集方法

調査依頼文書と記名自記式質問紙調査票を中越地震で激甚災害と指定された市町村自治会担当部署から対象者へ配布、郵送により回収した。調査期間は2012年7月～8月である。

## 3. 調査項目

調査内容は地域の復興に関する内容で、地域の被災状況に関する3項目、地域の現状・復興について災害前後の変化等16項目、災害後の地域内外の協力関係7項目、地域復興支援員・復興基金の活用等に関する8項目、災害後の地域の備えに関する7項目、地域活動について2項目である。本論文では、「地区での災害への備えで実施しているもの」「災害発生後3日間孤立した場合の対応」「災害時要援護者を地区で支える仕組み」「役員が地区の世帯主を把握しているか」「地区の良い点」「地区の良くない点」「地区の良い点、悪い点を踏まえて今後について」の災害後の地域の備えに関する7項目を分析の対象とした。なお、調査は一時点で行い、調査項目の「災害前」の質問への回答は、調査時点（2012年）の記憶により回答を依頼した。

## 4. 分析方法

データは単純集計を行い、さらに地区内に応急仮設住宅への入居世帯の有無、被災時に地域が孤立したかの有無別で $\chi^2$ 検定及び対応のあるt検定を用いて比較検討した。複数回答については単純集計を行った。統計処理にはIBM SPSS Statistics ver.22.0 for Windowsを用いた。

## 5. 用語の定義

本論文では内閣府（防災担当）が策定した復旧・復興ハンドブック（注6）を基に、復旧期は「被災した河川、道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能が得られるまでの時期」、復興期を「復旧期が終わり、被災前の状況と比較して『安全性の向上』や『生活環境の向上』『産業の高度化や地域振興』が図られる等の質的な向上を目指す時期で

あり、被災者が避難生活を終わり、生活基盤が被災前と同程度に落ち着いた時期。具体的には仮設住宅入居者がゼロになった以降とする」と定義した。

自治会内に応急仮設住宅入居世帯が1戸以上ある自治会を「被災有り自治会」とし、地域の被害状況を表す項目として使用した。災害救助法による応急仮設住宅は入居条件に「罹災判定が半壊以上」であり、自治会内に自宅が半壊以上の被害があった地域を被災地域と想定したためである。

自治会とは、地域・集落単位の任意団体を意味し、地域によって町内会、区会等の名称を用いている場合が多い。地方自治法第260条の2では「地縁による団体」と規定しており、地方公共団体の長の認可を受けて法人格を有することもできる団体である。本調査地域では、町内会や区会等名称は異なったため一般的な自治会という用語に統一した。

本研究の地域の災害への備えとは、災害による被害をできるだけ少なくするために自治会単位で物品を備えたり、避難訓練を行うなど災害発生に備えた対応とした。

## 6. 倫理的配慮

調査対象者への依頼は文書で①調査趣旨・目的、②調査内容、③調査結果の公表は個人及び地域が特定されないよう配慮すること、④データは調査研究目的以外に使用しないこと、⑤回答の返送によって同意とみなすこと、を明記した。調査票の内容は、自治体の自治会担当部署・復興担当部署の承認を得て行った。

## III. 結果

### 1. 市町村別の回収状況と地域の被害状況

1,915自治会に配布、回収は郵送により852自治会（回収率44.5%）からあった。市町村別回収の内訳は長岡市306（35.9%）、小千谷市72（8.5%）、十日町市256（30.0%）、南魚沼市134（15.7%）、魚沼市82（9.6%）、不明2（0.2%）である。「被災有り自治会」416（48.8%）、「被災無し自治会」401（47.1%）、被災時に道路被害等による交通遮断が発生して自治会地域が孤立状態になった自治会は61（7.2%）であった。

## 2. 地域の被災前と後の災害への備えの状況

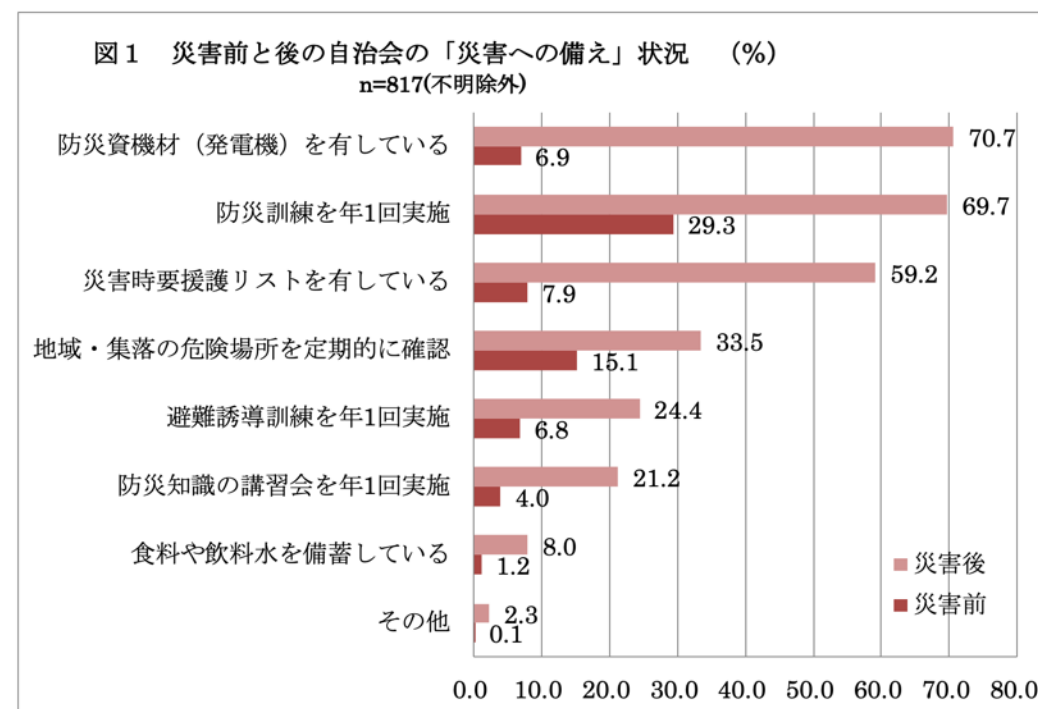
地域の災害への備えについて7項目について被災前後の状況を質問した。その結果、全体では地域の備えの平均項目数は、災害前0.76項目から災害後3.51項目に有意に増加していた（対応のあるt検定、 $p < 0.01$ ）（表1）。災害前及び災害後の備えの個数を被災有無別、孤立有無別で比較したところ有意な差は無かった。

項目名	災害前				災害後											
	合計 n=852	%	被災有り n=416	%	被災なし n=401	%	被災の有無不明 n=35	%	合計 n=852	%	被災有り n=416	%	被災なし n=401	%	被災の有無不明 n=35	%
自治会での「災害への備え」実施内容 <sup>1)</sup>																
1 防災資機材として発電機を有している	59	6.9	22	5.3	35	8.7	2	5.7	602	70.7	285	68.5	294	73.3	23	65.7
2 防災訓練を年1回実施	250	29.3	100	24.0	144	35.9	6	17.1	594	69.7	282	67.8	288	71.8	24	68.6
3 災害時要援護リストを有している	67	7.9	35	8.4	30	7.5	2	5.7	504	59.2	250	60.1	237	59.1	17	48.6
4 地域・集落の危険場所を定期的に確認	129	15.1	63	15.1	63	15.7	3	8.6	285	33.5	139	33.4	135	33.7	11	31.4
5 避難誘導訓練を年1回実施	58	6.8	19	4.6	38	9.5	1	2.9	208	24.4	94	22.6	107	26.7	7	20.0
6 防災知識の講習会を年1回実施 <sup>2)</sup>	34	4.0	21	5.0	13	3.2	0	0.0	181	21.2	109 <sup>3)</sup>	26.2	65 <sup>3)</sup>	16.2	7	20.0
7 食料や飲料水を備蓄している	10	1.2	5	1.2	5	1.2	0	0.0	68	8.0	31	7.5	35	8.7	2	5.7
8 その他	1	0.1	1	0.2	0	0.0	0	0.0	20	2.3	10	2.4	10	2.5	0	0.0
自治会での「災害への備え」実施項目数(全8項目)																
0項目	519	60.9	271	65.1	223	55.6	25	71.4	92	10.8	43	10.3	41	10.7	8	22.9
1項目	174	20.4	75	18	92	22.9	7	20	62	7.3	33	7.9	29	7.2	0	0
2項目	79	9.3	33	7.9	44	11.0	2	5.7	82	9.6	38	9.1	40	10	4	11.4
3項目	36	4.2	20	4.8	16	4	0	0	147	17.3	79	19.0	64	16	4	11.4
4項目	26	3.1	9	2.2	17	4.2	0	0	198	23.2	91	21.9	97	24.2	10	28.6
5項目	9	1.1	7	1.7	1	0.2	1	2.9	150	17.6	73	17.5	72	18	5	14.3
6項目	4	0.5	0	0	4	1	0	0	72	8.5	35	8.4	36	9	1	2.9
7項目	5	0.5	1	0.2	4	1	0	0	39	4.6	16	3.8	20	5	3	8.6
8項目									10	1.2	8	1.9	2	0.5	0	0
小計	852		416													
平均	0.76 <sup>3)</sup>		0.67		0.88		0.46		3.51 <sup>3)</sup>		3.51		3.54		3.20	
同居家族以外の支援を必要とする高齢者や要介護者を地区・集落で支える仕組み																
有り	114	13.4	51	15.7	57	17.9	6	24	397	46.6	201	54.0	15	53.6	15	53.6
無かった・無い	319	37.4	159	48.9	150	47.2	10	40	244	28.6	120	32.3	114	31.8	10	36.7
検討したことがない	235	27.6	115	35.4	111	34.9	9	36	117	13.7	51	13.7	63	17.6	3	10.7
無回答	184	21.6	91	23.9	83	23.9	10	36	94	11.1	44	11.1	209	59.7	7	20.0
小計	852	100.0	416	100	401	100	35	100	852	100.0	416	100.0	401	100	35	100

1) 複数回答のため100%を超える  
 2)  $\chi^2$ 検定にて $p < 0.01$ の有意差ありを\*\*で表示  
 3) 対応のある検定にて $p < 0.01$ の有意差ありを\*\*で表示  
 4) 無回答を除外した割合

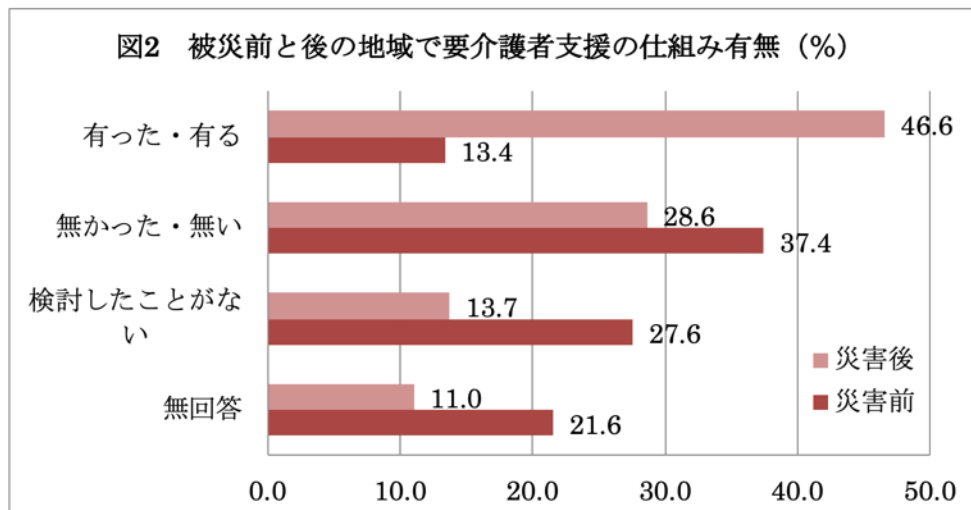
全体の災害前の備えの内容は、「防災訓練を年1回実施している（29.3%）」「地域・集落の危険場所を定期的に確認（15.1%）」（表1、図1）が多く、それ以外の項目は1割未満であった。しかし、災害後の備えの内容は「防災資材（発電機）を有している（70.7%）」「防災訓練を年1回実施している（69.7%）」

「災害時要援護者リストを持っている（59.2%）」が約6割を超えていた。「避難誘導の訓練を年1回実施している（24.4%）」「地域で食料や飲料水を備蓄している（8.0%）」は低かった。（表1、図1）。

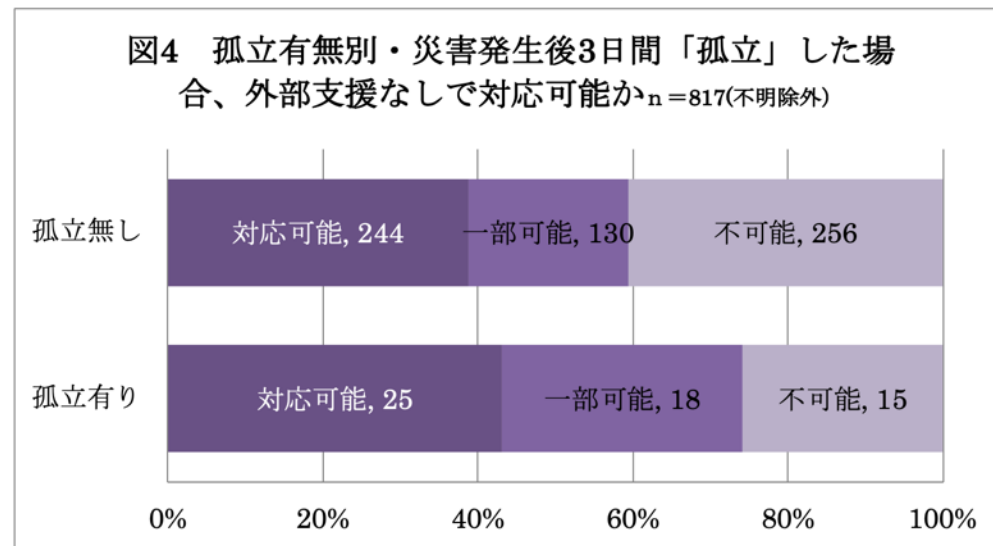
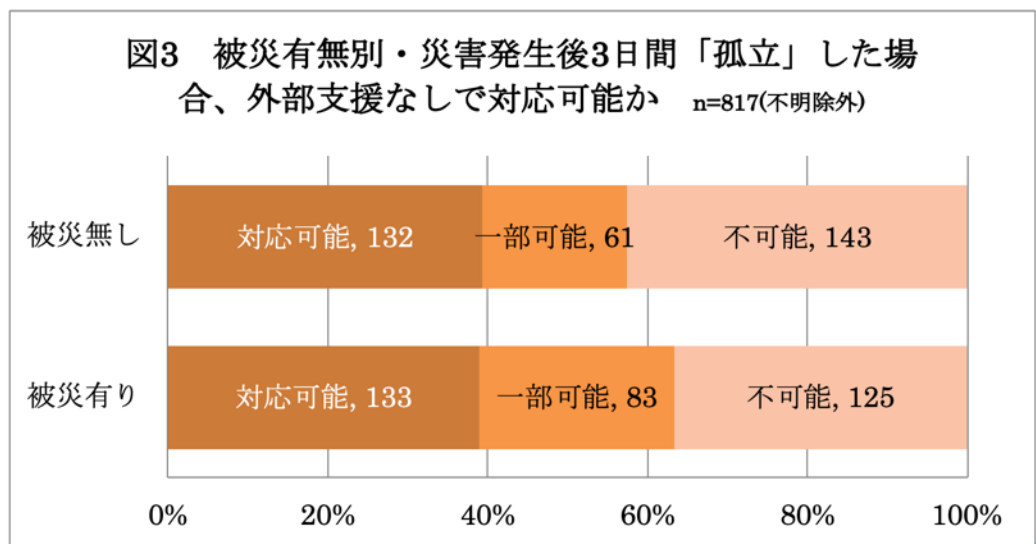


「同居家族以外の支援を必要とする高齢者や要介護者を地区・集落で支える仕組み」の質問については、災害前は8割以上が検討したことが無い、無かった状態であった。災害後は約半数の自治会が備えているが、検討したことが無い・仕組みが無い自治会も約4割存在している（表1、図2）。

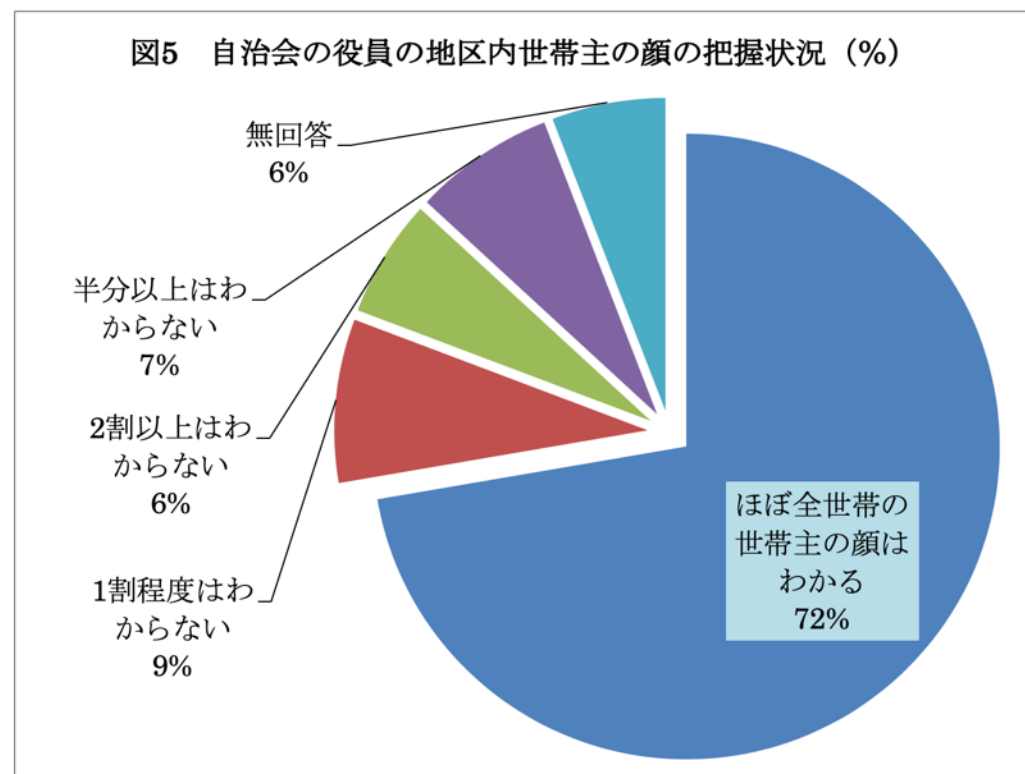
災害後の備えの内容で、「防災知識の講習会を年1回実施」は被災有り自治会が開催109（26.2%）、開催無し307（73.8%）、被災無し自治会が開催有り65（16.2%）、開催無し336（83.8%）で被災有り自治会が有意に多く開催していた（ $\chi^2$ 検定  $p < 0.01$ ）（表1）。



「災害発生後3日間『孤立』した場合、外部支援なしで対応できるか」は、対応可能が半数であり、被災有無別・孤立有無別で差は無かった (図3、4)。



調査時点での「自治会の役員は、地区内の世帯主の顔はわかりますか」は、「ほぼ全世帯主の顔はわかる」が7割を超えた (図5)。

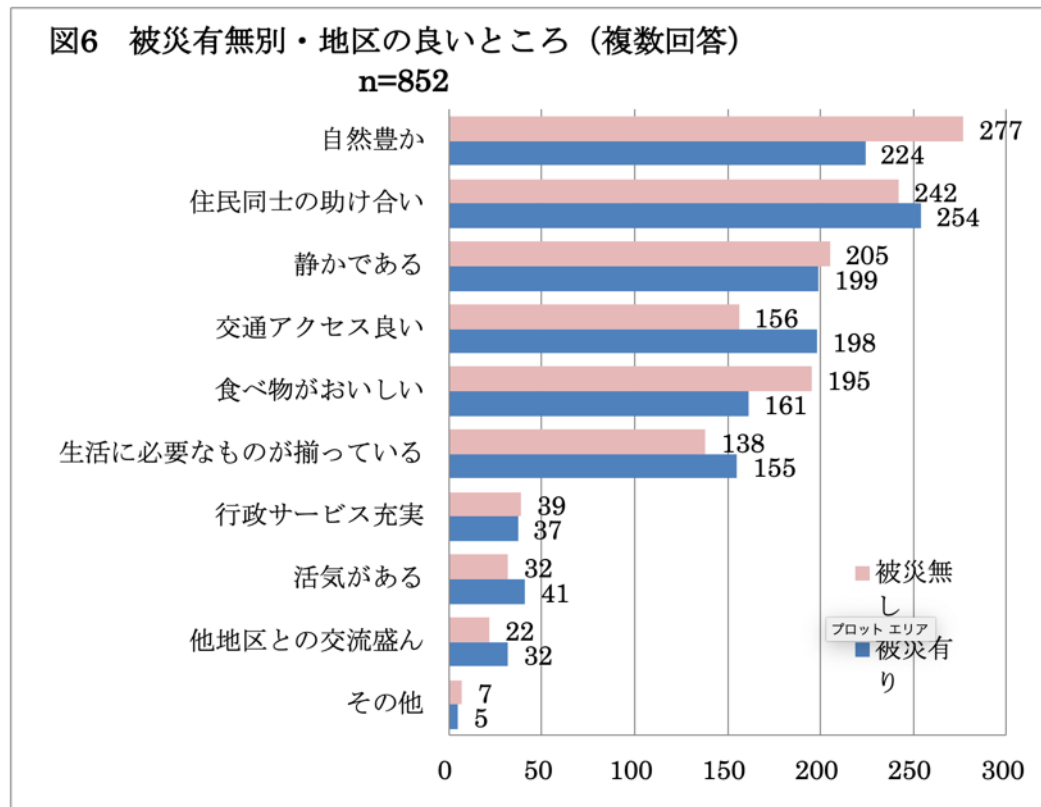




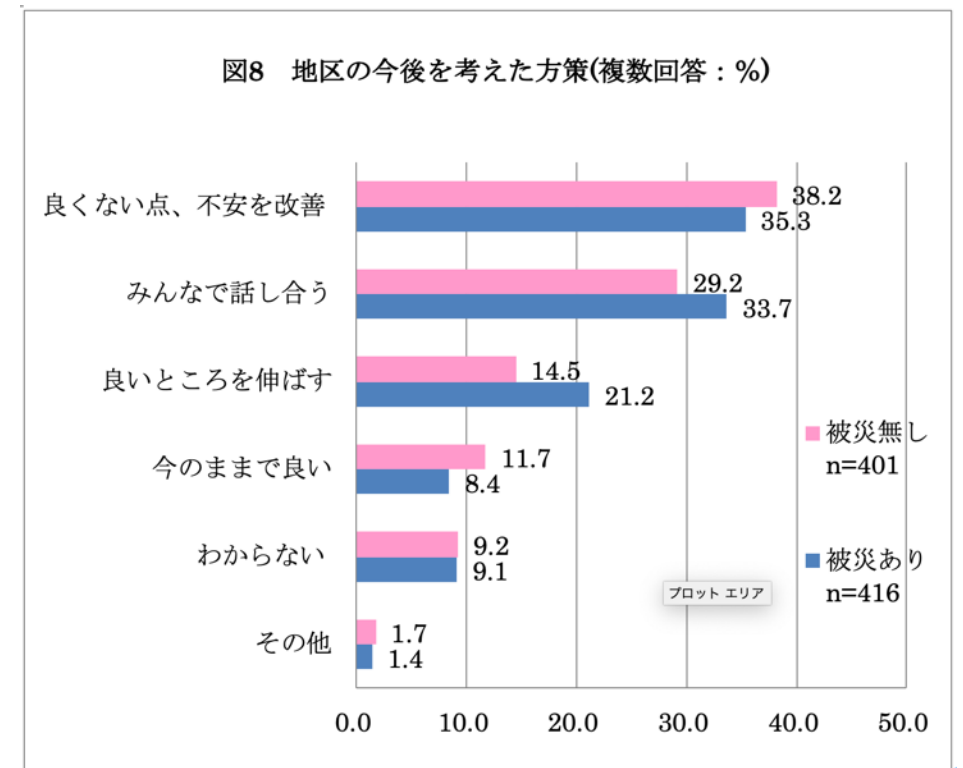
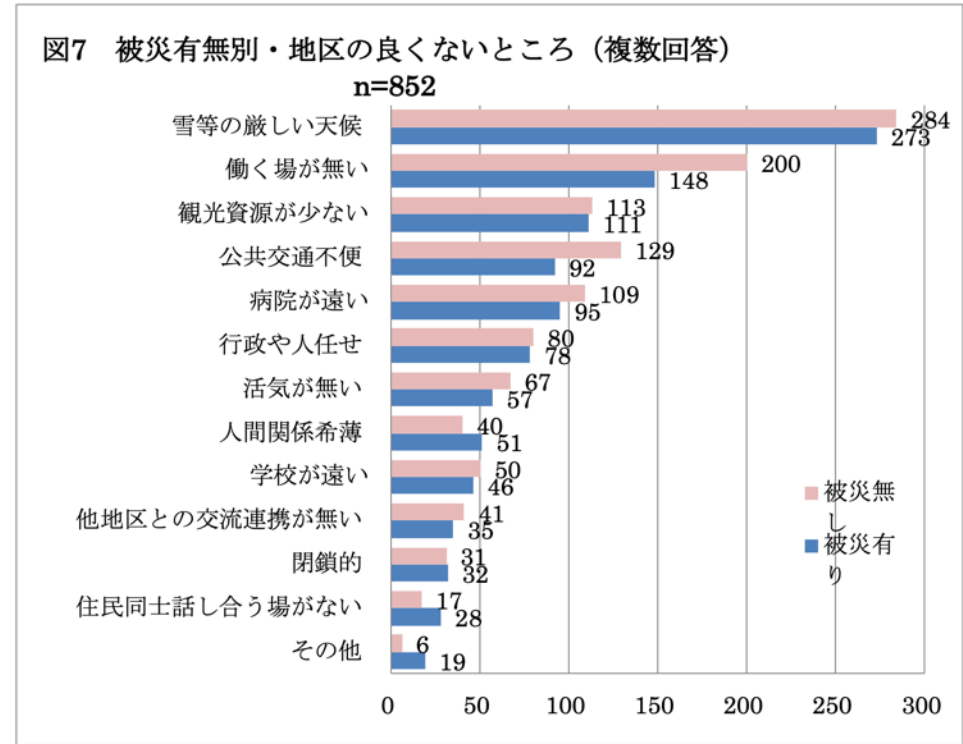
### 3. 地区の良い点、良くない点と今後の方策

これらの質問項目は、被災後の地域が自らの地域をどのように捉えているか、復興に向けた住民同士の話し合いが行われているかが、今後の災害に備えることに関係すると考えたために質問項目としたものである（注7、注8）。

良い点は「自然が豊かである（60.8%）」「住民同士の助け合い（60.4%）」「静かである（49.2%）」「交通アクセスが良い（43.8%）」「食べ物がおいしい（43.2%）」の順に多かった（図6）。



良くない点は「雪等の厳しい天候（67.6%）」「働く場が無い（42.8%）」「観光資源が少ない（27.6%）」「公共交通が不便（27.0%）」「病院が遠い（24.5%）」「行政や人任せ（19.5%）」の順であった。（図7）



地域の今後を考えた方策は全体では「良くない点・不安を改善する（36.5%）」「みんなで話し合う（31.1%）」「良いところを伸ばす（17.7%）」であった。被災有無別に差は無かった。(図8)

#### IV. 考察

##### 1. 被災後の地域の災害への備えについて

「備え」の平均項目数は増加しており、被災の有無に関わらず地域の「備え」の内容は増加していた。それは、復興ビジョン（注1）に基づき、「地域防災力の向上」を目指した効果と考えられる。

自主防災組織は、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第5条第2項）」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている（注9）。平成17年4月1日時点の自主防災組織率は全国平均64.5%に対して新潟県平均29.9%、被災地自治体平均36.3%であったが、平成25年4月1日時点で全国平均78.7%、新潟県平均77.9%、中越地震被災地自治体平均93.7%と増加している（注1）。

これは、復興計画に基づき「防災体制の強化—地域防災力の向上—」を目指して、新潟県が平成18年度から地域防災力向上支援事業を開始した事と関係していると考えられる。事業は四つあり一つ目として、「①自主防災組織の育成」で全国と比して自主防災組織率が低いため、結成促進及び活動推進のために防災資機材の購入等に要する経費を市町村が補助する場合に補助を行った。そのため防災資機材として発電機を有している割合が被災前6.9%から被災後70.7%に増加して、準備がなされたものと考えられる。二つ目に「②孤立集落対策として①以外に、衛星携帯電話等の通信手段の確保や食糧等の備蓄に補助を行う市町村に対して補助」を行った。三つ目に「③自主防災コーディネーター活用」で、登録されている自主防災コーディネーターを研修講師に依頼する際の講師料を新潟県が市町村に補助、四つ目は「④地域防災力向上モデル」で、学校、事業所等と連携した訓練を市町村が行う場合の補助である。これらの4事業は8年間に34,118千円が支出されており（注1）、事業経費支出からも推察して、地域の防災力強化のために活用され、自主防災組織と関連する資機材が上位になるのも当然と

いえる。

「災害時要援護者リストを持っている」は、中越地震が発生した当時はこのような対策は行われていなかった。平成16年7月に発生した一連の風水害等への対応に関し、避難勧告等の発令や高齢者等の避難体制の整備等の課題が明らかとなったことから、平成17年3月28日に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が国から示されている（注10）。

互助意識の高い中越地域では、被災前は「同居家族以外の支援を必要とする高齢者や要介護者を地区・集落で支える仕組み」を8割以上が検討したことが無い、無かった状態というのは、「仕組み」を考える必要は無く、助け合うのが当たり前の地域であったことも影響していると推察している。災害後は自主防災組織結成とともに災害時要援護者リストを整備し、リストを使った避難支援、安否確認が意識されたものと思われる。しかし、「避難誘導の訓練を年1回実施している（24.4%）」は低いため、地域の災害への備えは自主防災組織づくり、防災資機材を揃えるところに至っているが、実際の運用については要援護者対策部分は課題が残っているといえる。

「防災講習会」の開催について被災有り自治会が有意に多かったのも、復興計画に基づいて補助され、それらを被災自治会は積極的に活用していたものと推測できる。災害発生後の孤立については、孤立が発生することが考えにくい平野部の自治会も含まれた結果であるが、約半数が対応可能と考えており、自助・互助意識と備えの結果と考える。

##### 3. 地区の良い点、良くない点と今後の方策

地区の良い点として「住民同士の助け合い（60.4%）」が高いことは注目できる。良くない点は豪雪・中山間地域・過疎地に起因する内容が多かった。「行政や人任せ」も約2割みられた。しかしそれらに対して「良くない点・不安を改善する（36.5%）」「みんなで話し合う（31.1%）」「良いところを伸ばす（17.7%）」等の地域で考えていく姿勢をもつ自治会長が多いことが特徴と言えるのではないかと。

都市部での大災害後の復旧・復興においては、人間関係が希薄で持ち家率も低いため住民は住宅・職を求めて流動して流出もするが流入もある。しかし新潟

県中越地震の場合は豪雪・中山間地から積雪量の比較的少ない平野部への流出のみであり、被災地は過疎化が進展したと指摘されている（注11）。過疎化が進展している中でも、住民同士の助け合える良い点を伸ばして話し合いながら地域の災害への備えも強化できると良いと考える。

## V. 結論

地域の災害への備えは被災前に比べて向上していた。しかし要援護者対策において改善が必要な項目や、地域差もあった。また、本研究はアンケート調査のため、質問項目以外の自治会独自の備え活動内容が反映されていないことも考えられる。今後も継続して地域での災害への備えの向上に取り組んでいく必要がある。

## VI. 謝辞

調査に協力をしていただいた自治会長及び公益社団法人中越防災安全推進機構の中越大震災復興プロセス研究会の調査メンバー福留邦洋氏、長聡子氏、黒木宏一氏、山崎麻里子氏に感謝申し上げます。

### 【注】

（注1）新潟県中越大震災復興検証調査会：「新潟県中越大震災 復興検証報告書」、新潟県、2015、pp45-49、pp373-375

（注2）内閣府防災情報のページ：「1日前プロジェクト/地震・津波」<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/ichinitimae/>

（注3）中林一樹、福留邦洋、河上牧子：「阪神・淡路大震災の被害者からの教訓 ー兵庫区・長田区・須磨区でのアンケート・自由回答分析からー」、地域安全学会梗概集、1999、pp146-149

（注4）塩田哲生、佐藤健、増田聡ら：「仙台市における自主防災組織の地震災害対応力評価」、日本建築学会報告集 Vol14 (28)、2007、pp661-664

（注5）山内自希、阪本一郎：「災害時における自治会活動の実績と日常活動の有効性 ー浦安市自治会を参考にー」、日本都市計画学会都市計画論文集Vol48 (3)、2013、pp975-980

（注6）内閣府（防災担当）：「復旧・復興ハンドブック」、2016

（注7）関西学院大学COE災害復興制度研究会編：「災害復興 阪神・淡路大震災から10年」、関西学院大学出版会、2005年1月、pp191-204

（注8）塩崎賢明、西川榮一、出口俊一ら：「大震災15年と復興の備え」、クリエイツかもがわ、2010年4月、pp94-97

（注9）消防庁：「自主防災組織の手引き ーコミュニティと安心・安全なまちづくりー」、2011、p6

（注10）内閣府防災情報のページ：「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」、2006

（注11）内閣府：「新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書」、2008、pp48-50



## コミュニケーション信頼と ネットワーク信頼

坂井 素思

### 要旨

社会の中で「信頼(trust)」の定着あるいは信頼性問題の認識されることが、産業社会後期の特徴としてあげられる。信頼の存在形態は、社会の人間関係のあり方と相関しており一様ではない。どのような信頼のあり方がそれぞれの産業社会に適しているのかについて考察する。ソーシャル・キャピタルにおける信頼のあり方を巡って、専門信頼、同意信頼、ネットワーク信頼などの局面が現れることが知られており、これらの比較を通じて、人間関係の信頼、とりわけ産業社会の信頼のあり方を探究する。

### 1. 産業社会の中のソーシャル・キャピタル

なぜソーシャル・キャピタルが産業社会に必要なのだろうか。ソーシャル・キャピタルは産業社会の継続にとって重要な考え方であると知られている。信頼の高い社会では、人びとの間に社会ネットワークが存在し、これらがソーシャル・キャピタル（社会関係資本）として、社会を動かす潤滑油の仕組みを発達させている。『信頼』を表したF・フクヤマは、ソーシャル・キャピタルの存在する社会は高い信頼性が見られる社会であることを述べた後、次のとおり指摘した。「ソーシャル・キャピタルの概念はなぜ資本主義と民主主義が密接に結びついているのかを明らかにする。健全な資本主義とは、その基盤となる社会に、事業や企業やネットワークなどが自主的に組織を整えるのに十分なソーシャル・キャピタルが存在している経済のことである」と記している。ソーシャル・キャピタルとは、簡単に述べるならば、社会の人びとの間に見られる良好な関係性のことである

たとえば、経済取引が行われる現場を考えてみよう。経済活動の契約が取り結ばれ、それが義務として履行され、経済取引が完結する。ところが、もし契

約が結ばれても義務履行が行われないような信頼性の低い社会では、監視や強制力を必要とするために、取引費用が高くなってしまふことになる。これに対して、高信頼性の社会では、合理的な近代システムである市場活動や政府活動がスムーズに行われる。このとき見られる信頼関係は、決して人びとの合理的な計算に基づくものではなく、むしろ合理的な近代性とは無関係の社会的慣習や倫理的習慣や宗教態度などによって生まれるものである。フクヤマの有名な言葉で表現すると、「近代性のもっとも成功した形は完全に近代的なものではない」ということになる。

社会の関係性としての「ソーシャル・キャピタル」が重視されるのはなぜなのだろうか。米国の1960年代以前と以後の社会とでは、このようなソーシャル・キャピタル現象に格段の違いが見られた。この認識が2000年代に入ってから著されたR・パットナム『孤独なボウリング』の到達したひとつの結論である。この間に社会の底辺で、いったい何が起こっていたのだろうか。このことは、アメリカ社会一般の問題でもあるのだが、産業社会にとっても重要な問題であった。

現代社会のなかで、コミュニティに関係した経済活動においても、このような経済活動が社会のなかに埋め込まれているという性格が強く観察される。あとで見ると、産業社会に表れる経済活動は、コミュニティなどにおける社会環境との相互関係の下にあると考えられる。実際に、コミュニティでの経済関係はどのように現れてくるのだろうか。

社会の潜在的な部分で作用すると考えられている前述の「ソーシャル・キャピタル (social capital)」という考え方が参考になる。社会学者J.コールマンや政治学者R.パットナムなどによって、精力的に社会認識のなかに導入されてきている考え方である。

1960年代から80年代にかけて、米国コミュニティにおける市民・社会生活には大きな変化が生じたと考えられている。一体何が起こったのだろうか。近年、米国社会の特性の変化を考察する上で社会学者が用いるようになった概念「社会関係資本 (ソーシャル・キャピタル)」がこの説明に使われたのである。R・パットナム『孤独なボウリング』では、物的資本や人的資本などと同等の社会的価値を持つものとして、社会関係資本が紹介されている。物的資本は物理的対象を、人的資本は個人の特徴を指すものだが、社会関係資本が指し示しているのは個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範であるとする。このソーシャル・キャピタルが

1960年代以降、米国社会の中で次第に失われており、経済的には反映しているのだが、社会生活の点で衰退しているとパットナムによって判断されたのである。

社会関係資本は「市民的美徳」と呼ばれてきたものと密接に関係していると当初考えられた。初期的な認識では、ソーシャル・キャピタルとは、コミュニティでの親密な活動が便益を与えるような「善意 (good will) 、仲間意識 (fellowship)、共感(sympathy)、社会的交流(social intercourse)」として考えられてきた。このような考え方は、1950年代から1980年代に至るまで、散発的にさまざまな論者によって、コミュニティ重視論者によって主張されてきており、社会のなかでも親密で強い紐帯を強調する考え方として存在してきた。社会において、良い道徳や良い倫理が存在すれば、良い社会が成り立つだろうと考えられてきた。

けれども、これらには違いがあるとされた。市民的美徳が最も強力な力を発揮するのは、互酬的な社会関係の密なネットワークに埋め込まれているときである。これに対して、「社会関係資本」が注意を向けているのは、これらとは異なる。美德にあふれているが、孤立した人々の作る社会は、必ずしも社会関係資本において豊かでないとパットナムは考えた。

パットナムはソーシャル・キャピタルを次のとおり規定している。「個人間の結合のことであり、これらの結合から生み出される社会的ネットワーク (social networks) 、互酬性(norm of reciprocity)、信頼性 (trustworthiness)」のことである」と指摘している。問題は、この個人間の結合にどのような意味づけを行うのかという点にある。個人間の結合であるという定義であれば、あまりに一般的過ぎてしまうので、パットナムは上記の三つの結合特性を挙げて説明を加えている。ネットワーク性が強調されることで、人びとに媒介作用を及ぼしていることが明確に意識され、ソーシャル・キャピタルがこの媒介性で優れた面を持っていることが確かめられることになる。

ここでは、ネットワーキング・外部性・互酬性という特徴が見られる。それは、第1に、社会結合を媒介とするという「ネットワーキン(networking)」という視点である。人と人とを結ぶという観点がここでは重要である。物的資本や人的資本のように、経済的要因によって交換行為のみで繋がるという考え方にとらわれない視点を提供している。

第2に、「外部性(externalities)」という視点が重要であるとされる。ネットワークは直接相互に関係し合う当事者だけに便益をもたらすのではなく、当事

者以外の人びとにも間接的な影響を与える。たとえば、「劣悪な結びつきをする社会」では、いくら「良好な結びつきを行う個人」がいても、個人間のつながりはうまくいかない。けれども逆に、個人的にみて、「劣悪な結びつきをする個人」であっても、「良好な結びつきをする社会」のなかでは外部的に恩恵を受け、良好な関係を結ぶことがありうるとした。

第3に、このような社会的結合を保持するための互酬的ルールを持っていて、そのルールは相互的な義務によって規範的に支えられていると考えられている。このような特性をもったソーシャル・キャピタルは、コミュニティ機能が良好なところで機能しているのが見られる。

たとえば、非公式なものとしては、サラリーマンの仕事のあとの飲み会などで提供されているし、公式的なものでは学校のPTA、ロータリークラブなどをあげることができると考えられている。

## 2. 産業社会でなぜ信頼が必要なのか

信頼が問題になるのは、まず個別信頼とよばれる信頼性である。上記のパットナムと同様に、前述のF・フクヤマもソーシャル・キャピタルの存在する社会では、高信頼性が存在すると考えている。社会での不信関係を避け、その社会に将来に至るまで安定的な構造を確立するためには、どのような「信頼」が確立される必要があるのだろうか。このような社会に生起する「信頼」には、どのような特徴があるのだろうかと問いかけている。このことは米国のみならず、産業社会全般で問われる問題である。

たとえば、組織内のリーダーシップの信頼確立という問題は、産業とりわけ企業内では経済活動を活発にする上で重要な点である。このような企業のトップとなる条件は、いわばリーダーシップ(leadership)、つまり人びとをリード(先導)する能力を持っているか否かが決定的である。このリード(lead)という言葉は、古英語では、旅をする、という意味の言葉であったことが知られている。リーダーシップには、ふつうの人よりも、遠くへ行くことができ、将来を見通す先見性を持ち先導能力のあることが期待されている。たとえば、英国の産業革命で名を挙げたアークライトをはじめとする紡績産業の企業家は、新たな投資に対して、リーダーシップを発揮したことが、たびたび指摘されてきている。

経済学者シュンペーターは、企業家のもつリーダーシップの本質はイニシアティブ(initiative)、つまり「始まり」ということにある、としている。企業家は



「始まり」を受け持ち、「途中」と「終わり」は組織内の他の者が受け持つ。ここでは、協力の形態として、先導する者とそれに従う者という、時間のずれを分担し合う関係が想定されている。いわば、将来の組織と、現在の組織との協力関係が、企業家機能を通じて設定されるのを見ることが出来る。このことがうまくいく組織は、永続的に組織を維持することができる。

最終的に残る経営者・企業家というものには、二種類ある。「管理的な経営者」と、「トップを形成する経営者」であり、性質が違っている。管理だけではなく、管理以上の専門的な潜在能力、つまり、経営の能力が企業家には必要となっている。ここに、将来の不確実性という不安定要因に対して、信頼を獲得し、信頼を媒介とするリーダーの意味が現れる。

リーダーシップと個人信頼はどのような関係にあるのだろうか。アリストテレス『弁論術』において、説得的で「信頼できる演説者」が持つとされた要素として、個人の「人柄」があげられている。演説者自身の持つ人柄の素質として、「思慮、徳、好意」などの習慣や慣習に基づくものが、信頼を形成する要素となる。後の多くの論者たちが強調するように、「信頼」ということの基礎的な認識は、このような確実な性格をもつ人間個人から得られるものであり、他者の認識のなかで、個人の顔を見て、確かな個人信頼ということを確認するところにある。

このような点から見て、信頼という考え方が、個人の「人柄」についての信用から始まったということは、かなりの信憑性があると思われる。なぜなら、信頼は長期に関わる問題であって、短期の問題ではないからであるからである。家族のように原初的な小集団であればあるほど、その中で働く習慣や慣習が長期的には重要になるからである。集団の中で観られるリーダーとメンバーとの関係は、個人間の変わらない人格的な関係において信頼が確保されているからである。

次に、専門信頼が問題になる。企業組織のリーダーとしての企業家はどのような経済的機能を果しているのだろうか。このような企業家の信頼が機能的な視点にあるとする信頼を、ここで「専門信頼」とよんでおきたい。経営学者のジョニは、リーダーとして信頼されるためには、個人信頼の「人柄」に加えて、専門的な信頼である「能力」、つまりは企業家的な専門機能が必要であると考えている。企業家でなくとも、民間や公共の官僚制の下で働く専門職がなぜ信頼されるのかといえば、その技能や技術が信用されるものであるからである。このような意味での専門信頼は、技術信頼といっても良いだろう。近代社会の中

では技術に対する信仰や科学に対する信仰が根強く存在するが、これらの技術信仰や科学信仰が基礎となって生ずる信頼性である。専門職としてのリーダーが他のメンバーに欠けているような、技術的で専門知識を持っているから、信頼されるという面を持っている。この点で、革新を起こす専門能力がリーダーには求められているといえる。

企業家は革新者としての信頼性を確保する必要がある。18世紀以来の産業社会発展の中で、生産技術の革新(innovation)が果してきた役割は大きい。蒸気機関などの動力生産での技術革新、製鉄業や綿工業にみられる発明・発見などは、革新の初期にみられる典型例である。前述のように、企業はつねに古いものを破壊し、新しいものを創造するという革新過程を今日に至るまで、生産過程のあらゆる分野で継続してきている。そして、このような革新過程を主導してきたのは、間違いなく企業家であるから、企業家の役割は「革新者」である面はかなり強い。革新を行う機能を持っているから、企業のメンバーから信頼されると考えられる。

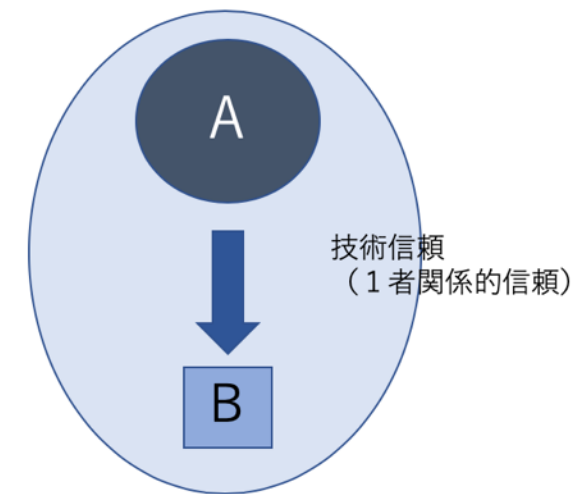


図1 技術信頼



ところが、専門信頼が危険負担が重なることによって、信頼が疑問視される段階になる。ここで、問題になるのは、企業家の持つ信頼性がこのような革新的な専門性だけで保証されるのか、この点で割り切って考えることができるのか、という点である。ここで、とくに注目したいのは「不確実(uncertainty)」や「危険 (risk) 」を減らすという企業家の役割である。社会学者のルーマンが主張するように、将来の不確実性を縮減し、現在の複雑性を減らすことができれば、所属する構成員の不安やリスクを取り除き、組織を安定化することが出来るから、信頼を獲得することになるといえる。たとえば、企業組織を形成することは、市場取引に生ずるさまざまな不確実性を取り込んで、確実な組織内の取引を成立させることになる。

リーダーが信頼を得るためには、将来の不確実性に備えなければならないが、このためには前述の個人信頼と専門信頼だけでは対処できない事態の生ずることが指摘されている。組織全体の方向性を知るためには、情報の偏りや主観的思い込み、さらに機械的な予測などを排除して、リーダーはできるだけ組織全体にとって信頼される安定的な状況を作りださなければならない。けれども、他者が存在しその動きに左右される情報に関しては、技術的な情報では限界がある。このため、相手のコミュニケーション情報を考慮した信頼状況が求められることになった。

### 3. なぜコミュニケーション信頼が求められるのか

同意信頼という考え方が他者が重視される局面で現れてくることが知られている。それは、この局面では専門信頼に疑問が持たれるようになるからである。産業社会の中でも特殊な産業分野である医療分野での信頼の在り方に、それは現れた。インフォームド・コンセント (informed consent) という考え方が社会に浸透するようになった。医師と患者との間における医療行為において考慮されるようになった考え方である。ここで、インフォームド・コンセントとは、十分な情報を得て理解した上での同意を意味する考え方である。

たとえば、医師が手術を行うときに、患者の同意を求めることになるのだが、かつては医師の専門的な信頼を背景として、また医師と患者との間にある情報ギャップのために、患者の同意を求めることがなく、患者側の要望がないがしろにされてきた長い歴史が存在してきた。これに対して、医師側が情報を開示し、患者が十分に理解した上での治療への同意が近年必須と考えられるようになってきた。つまり、社会において信頼が確保されるためには、同意は情報

に基づいて行われなければならないと考えられるようになった。インフォームドというのは、「知っていること」が必要であるという条件を示しており、さらにコンセントというのは、提供者情報に「賛成し従う」あるいは「取り決めに従う」ことを意味している。専門側からだけの意思決定ではなく、一般の側からの積極的な同意が必要であるという常識が育ってきた。情報の受け手の立場を重視する信頼の在り方が必要とされたのである。

このような受け手の同意というものを重視する信頼の在り方、いわば「コミュニケーション信頼」とよぶべきであると考えられる。この考え方は、医療分野だけでなく、産業社会の内外で見られるようになった。M・バーチェル&J・ロビン著『最高の職場』では、人びとがともに働く信頼を獲得するためには、リーダーは有能さや誠実さを持つことが重要であるとしているが、それらに増して、「双方向のコミュニケーション」を持つことがより重要であると位置付けている。

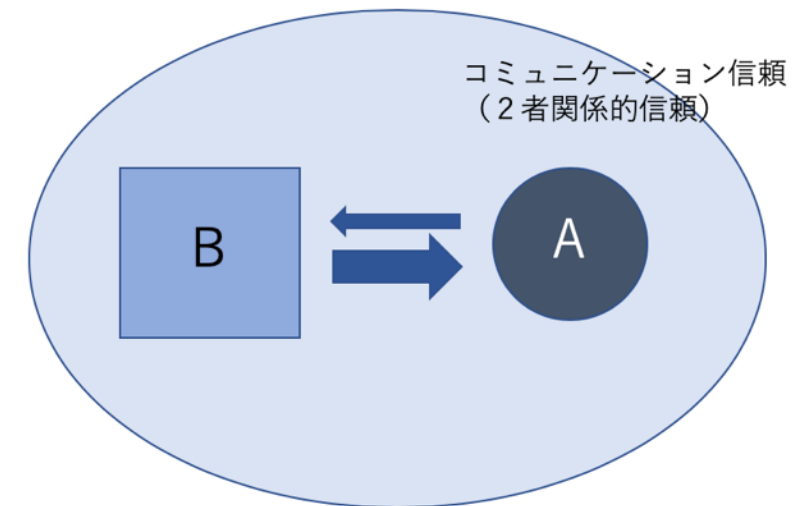


図2 コミュニケーション信頼

なぜ組織内ではコミュニケーションが重要であるのだろうか。それはコミュニケーションがもたらす信頼に、他者を支え、ともに働く上での配慮が醸成されるからであると、バーチャルとロビンは解釈している。彼らは、コミュニケーションには2種類存在するとしており、ひとつはリーダーが専門的に提供する情報提供型のコミュニケーションであり、もうひとつは情報の受け手が積極的に参加しやすいような、アクセシブルな（近づきやすい）コミュニケーションである。とりわけ、同意信頼を得るためには、組織内外のコミュニケーションにおいて、後者のような、受け手の同意を得ることによる信頼の在り方が重要な場合が存在することを知らねばならない。このような同意信頼は職場における幅広い改善を達成することに至る可能性を秘めているといえる。つまり、このような同意信頼には直接的な効果というよりは、間接的な補完効果が備わっているといえる。

この局面で、構造信頼という考え方が出現することになる。つまり、同意信頼のもう一つのタイプに分類されるのが、構造信頼である。経営学者のジョニは、従来のような専門信頼だけでは信頼が保証されない状況に関して、第一の個人信頼、第二の専門信頼に加えて、第三番目の信頼性として、「構造信頼」が必要であると考えている。産業社会の中では、今日信頼の在り方において、このような第三者による信頼確保が求められている。組織が大きくなるにつれて、より一般的な信頼が求められると考えている。ここでの構造信頼とは、個人信頼における「誠実さ」や、専門信頼に見られる「能力・機能」と異なり、組織における役割構造に依存する信頼である。次の通り指摘されている。リーダーから観ると、「大きな構造信頼を寄せるに値する相談相手は、通常は社外に存在し、判断を鈍らせかねない個人的な利害や任務、文化的な背景から解放されている。（中略）優れた社外の相談相手は、社内では決して得られない知恵をリーダーに授けてくれる。それはリーダーが近視眼的思考に陥るのを防ぐ『外部の視点』である」と指摘し、個人信頼にばかり頼るのではなく、外部から得られる構造信頼を導入する事を説いている。

このような構造信頼には、どのようなメリットがあると考えられているのだろうか。構造信頼が存在するならば、第一に、個人的な判断の主観的偏りから免れることができる。また、第二に、情報に対して専門家が落ち入れがちな狭隘さから抜け出し、バランスある判断を収めることが可能になる。さらに第三に、多面的な影響の予想される事態への影響に対処することにも利点があると

いえる。つまり、信頼性が個別の局面にかかわるだけでなく、より一般的な構造に関係していることを指摘している。

#### 4. ネットワーク信頼はどのようにして可能か

ネットワーク信頼と組織のコンフィギュレーションという関係が組織の信頼性の考え方の中に現れてくることになる。ここでは、コンフィギュレーション(configuration)という考え方が産業組織を考える上で重視されている。コンフィギュレーションとは、組織の各部分、要素の相対的な配置構成のことで、ドイツ語のゲシュタルト(Gestalt)に当たる言葉である。目標が定められ、それに合わせて組織が設計されるのではなく、むしろ状況の中から得られる環境情報に合うコンフィギュレーションが観察され誘導されていくのが、組織の性質であると考えられている。このようなコンフィギュレーションが円滑に行われるためには、組織の中に人びとを結びつけるような信頼、いわば「ネットワーク信頼」が必要とされる。

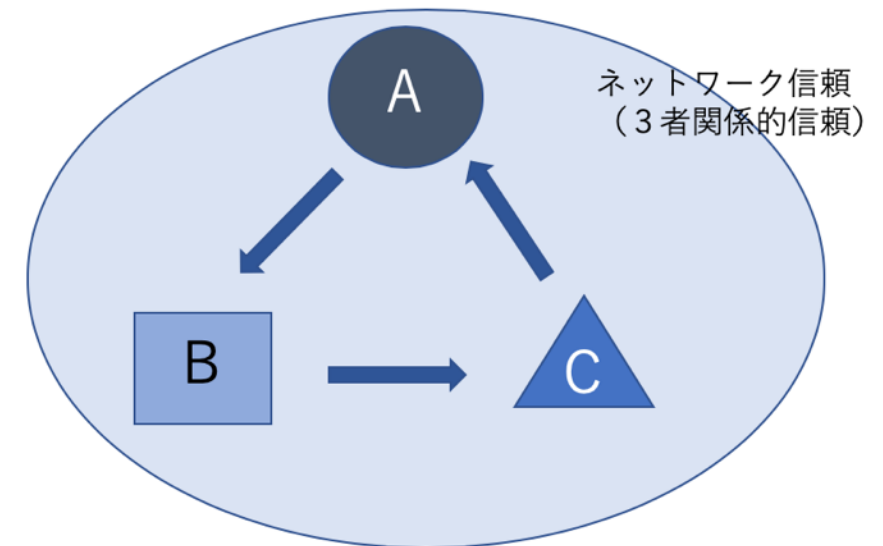


図3 ネットワーク信頼



リーダーシップとメンバーシップを結合する考えとして、経営学者H・ミンツバーグは「コミュニティシップ」を提案している。「トップダウンの英雄的なリーダーシップではなく、現場の人びとを励まし、巻き込むことで、人びとの自発的な行動を促す『ほどよいリーダーシップ』である」として、リーダーシップとシティズンシップとの中間概念であると紹介している。この考え方の特徴は、リーダーシップ概念の中に、メンバーシップの観点が含まれているという包括的なところにある。コミュニティシップは、ネットワーク信頼が確保される組織に特有の信頼性を持っている。

コミュニティシップが発揮された事例として、ミンツバーグは日本のホンダが1960年代に全米輸入オートバイ市場の三分の二を制したことを挙げている。この成功は、小型バイク売込みが一因であったが、これは目的をあらかじめ定めた戦略的な販売計画に寄るものではなく、大型バイクの売込みに失敗する過程で、ホンダの現場が試行錯誤の結果、学習した経験の積み重ねに依存していた。この過程で、コミュニティシップが発揮されたと考えられている。この事例で重要な点は、現場における学習によって、リーダーがメンバーからの提案と支持を得ながら、協力関係を進めたことである。

この例には典型的に、なぜネットワーク信頼が必要とされるのだろうか、ネットワーク信頼にはどのような特性があるのだろうかという性格が出ている。第1に、今日のリーダーシップ関係には、特定の関係が求められるのではなく、変化に対応した多様で、多機能な関係が求められる。将来の不確実性が存在するために、どのような状況でどのような関係が重要性を得るのかが予想されないという中で必要とされる。

第2に、外部の視点は内部の視点と結合される必要が生ずる。このため、リーダーは絶えずメンバーとの間の関係に注意する必要がある。

第3に、リーダーがメンバーとの間に協力関係を築くためには、参加性を確保しなければならない。メンバーが自発的に他のメンバーと交流し、集団全体に対して、貢献を及ぼす環境を形成することを寛容に許容する必要がある。異質なものを取り込んだときに、ルールの組み替えを自由に行うことができるような、参加の条件が必要とされる。

弱いネットワークと強いネットワークというネットワークの現実が存在する。経済社会学者M・グラノヴェッターは、人びとのつながりが転職活動へ影響を与えていることを実証した。彼の著書『転職 (Getting a Job)』で、職探しに

ついて三つの方法を比較している。第1に、広告や職業紹介所によるフォーマルな仲介。第2に、知人、仲間、家族などの個人的つながり (contact) による仲介。第3に、直接会社を訪問する直接応募などの職探しの方法で、どれが有効であるのかについて調査している。その結果、人的つながり、つまりは社会的ネットワークが最も有効であることを確認している。その後、彼の論文「弱い絆の強さ (The Strength of Weak Ties)」が有名になり、以下のような議論が行われるようになった。人的つながりには二種類が存在する。

第1に、人びとは「強い絆」を形成する傾向があり、このようなつながりは人びとの親密な関係を示している。このつながり方は、集団の内部で凝集性を高めるために利用される。家族のような強い絆で結びつけるような、親密性の高いネットワークである。この結果、その集団は強い結びつきを及ぼす、紐帯的な作用 (bonding function) によって凝集性を得ることになるとする。紐帯的性格は、強い結びつきを形成するために、成員でない者に対しては排他的

(exclusive) な性質を持つ欠点がある。パットナムがあげる例をみると、紐帯的な結合を行なっている事例として、民族ごとの慈善団体、教会の婦人読書会などのような集団があげられる。

これに対して、第2に、人びとは「弱い絆」を形成する傾向を示し、集団間に「橋を架ける」作用 (bridging function) を及ぼすときに、この関係が形成される。架橋的 (bridging) な作用は、成員でない者にも包括的 (inclusive) で、誰にでも適用可能な一般的な特性を示すものである。架橋的な結合を示すものとして、市民権運動、青年奉仕団などが挙げられるとする。このブリッジング (橋を架ける) 作用でとりわけ強調されるのは、この効果がもたらす「近道 (short-path)」効果である。この効果によって強い絆同士が弱い関係で、比較的簡単に結びつけられることになる。とくに、近代になって、社会が大きくなるにしたがって形成されてきたのが、このような弱い紐帯である。主として、公式的 (フォーマル) な関係で、ローカルな小集団間を繋いでいくときに形成される。広域 (グローバル) な社会関係を形成するのに適している。

グラノヴェッターの議論の中で、あまりに「弱い絆」が強調されてしまったので、本質的なところが抜けてしまう恐れさえ存在する。人的つながりが存在する方が存在しないよりも、職探しが容易で有効であるという信頼の持つネットワーク効果を正当に評価すべきであると考えられる。人間の信頼というものには、個人間を結ぶ社会的ネットワーク特有の媒介機能があり、産業社会を円滑に動かす潤滑油の役割が存在することを、ここでは特に強調しておきたい。



## 5. まとめ

産業社会の中で信頼が必要なのは、「生産行為の中では、他者と一緒に仕事を行うからである。他者との相互連関的な生産活動の必要性が絶えず仕事を担う人間関係には降りかかってくる。

組織の中での仕事上必要な信頼として特に重要なのが、第1に「専門信頼」である。役割における専門的能力に絶大な信用がなければ一緒に仕事を行うことには不安がつきまうだろう。第2に重要なのが、一緒に仕事を行う相手パートナー側に生ずる信頼であり、「同意信頼」である。専門家が独断的に行う行為の信頼性には、限界がある。相手とのコミュニケーション対応に沿った信頼性の獲得が重要である。第3に、人的なつながりの中で互いに良好な関係性、つまり「ネットワーク信頼」を保つと、その社会では産業上の経済活動も円滑に動くことが、この論文で確認された点である。

## 参考文献

- R・D・パットナム著；柴内康文訳『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房, 2006
- F・フクヤマ著；加藤寛訳『「信」無くば立たず』三笠書房, 1996
- J・P・コッター著；金井壽宏ほか訳『ビジネス・リーダー論』ダイヤモンド社, 2009
- アリストテレス著；戸塚七郎訳『弁論術』岩波書店, 1992 (岩波文庫)
- S・A・ジョニ「だれを信頼すべきか」ハーバード・ビジネス・レビュー, 2004年12月号
- N・ルーマン著；大庭健, 正村俊之訳『信頼：社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房, 1990
- H・ミンツバーグ著;ハーバード・ビジネス・レビュー編集部編訳『ミンツバーグ経営論』ダイヤモンド社, 2007
- 野沢慎司編・監訳『リーディングスネットワーク論：家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房, 2006
- M・グラノヴェッター著；渡辺深訳『転職：ネットワークとキャリアの研究』ミネルヴァ書房, 1998

## 編集後記

第6号は5本の論文を掲載することができた。さまざまな論点から論文をお寄せいただいた執筆者にまず感謝したい。

ジャーナルというものの性格上、メリットもデメリットもある。

何よりもそのメリットは時代の状況がはっきりと写されていることだろう。目次を見た読者は各論文がそれぞれの立場・問題意識で書かれていることを了解されるだろう。その上で、そこに写されているのは、生々しい時代の状況であることを感じてほしい。

もし、ご自分で関心のある領域の論文があるならば、そこにまだ荒削りだけけど、深く追求すべき研究のシードが埋まっていることに気付いていただけたらう。

他方、ジャーナルの新しい、荒削りなところは、厳密な論考としては足りないということにもなる。それをデメリットと言うかどうかだが、そこに不満のある向きはもちろんジャーナルの論文を出発点に深めていただければよいことである。

今回、姉妹誌の「社会経営研究」は査読論文への複数の応募はあったものの、いずれも掲載に至ることができず、休刊となってしまったのは残念なことである。もっとも、2誌は別に上下関係にあるわけではなく、どのような形式で書かれた知的な探究を期待するかという編集方針の違いの区別である。厳密な学術の方法によった新奇性、という論文が追求される現在の学界の状況だが、永遠の問題、悠久の真理を探究するといった基本も大事にしたいと思っている。怯まず研究誌へも投稿をいただければと思う。

2018年10月 社会経営ジャーナル編集長 田口一博

## 社会経営ジャーナル 第6号

2018年11月1日 初版 発行

編集 社会経営ジャーナル編集委員会

Editor 田口 一博  
楠田 弥恵  
堀田 耕作  
大河原 公夫

発行 社会経営ジャーナル編集委員会

Publisher 坂井 素思

Website <https://u-air.net/SGJ/>

複製／改ざんを禁止します。

本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。

ISSN 2188-1073